韓国教育人的資源部 作成特殊教育年次報告書

2001年定期国会報告資料 (2001.9) について

本年次報告書は 特殊教育振興法第9条の規定により 特殊教育に関する施策とその推進内容を収録し、 2001年度定期国会に提出するために作成した。

教育人的資源部 記・士 杉 式 声

翻訳:大杉成喜

独立行政法人 国立特殊教育総合研究所

本報告書の日本語訳は、韓国国立特殊教育院の支援のもと、韓国政府人的資源部の承諾を得たものである。

翻訳にあたって

国立特殊教育総合研究所 情報教育研究部教育工学研究室 大杉成喜

本年次報告書は韓国特殊教育振興法の規定により韓国の教育人的資源部(文部科学省)が特殊教育に関する施策とその推進内容をまとめ2001年度定期国会に提出したものである。

韓国の特殊教育振興法は特殊教育の指針を示した法律で、朴華文の翻訳が世界の特殊教育(XI,1997)に掲載されている。同法第9条には以下のように記述されている。

第9条 (特殊教育に関する年次報告書) 政府は特殊教育の主要施策に関する報告書を毎年定期国会開会前まで国会に提出しなくてはならない。

特殊教育年次報告書は毎年度の特殊教育の状況について調査報告し、今後の特殊教育推進計画について立案している。韓国の特殊教育の年次状況は本報告書によって詳細に報告されている。

韓国の法律は米国と似て「到達目標」を示すことが多い。そのため「目標」に対する「進捗状況」を明らかにすることで、今後の目標設置と法改正を行う必要がある。特殊教育年次報告書は米国の個別障害者教育法(IDEA)に対する年次議会報告書に類似したものといえる。

韓国は民主政権の樹立後、特殊教育の振興を含めた教育の近代化を一気に進めてきた。 現在はサマランカ声明を受け、インクルージョンを冠した特殊教育を進めている。特殊教育に関する法律を適宜変更したり、重点施策をあげた予算編成を行っている。韓国の教育の素早い変化はこういったシステムによって支えられている。

わが国の特殊教育制度も大きな変化の時期にある。協力者会議の「21世紀の特殊教育の在り方」や「今後の特殊教育の在り方について」といった特殊教育ビジョンが次々と発表されている。

わが国の特殊教育の状況については文部科学省によって毎年度「特殊教育資料」が発行されているが、これはデータのみであり、長期・短期の計画についてまでは明らかにされない。わが国の特殊教育施策は地方自治にゆだねられていて具体的な取り組みは様々である。そのため国家レベルの劇的な変化は少なくなり、質的な面では地域間格差が生じている。たとえば本来専門家としての最低条件となる特殊学校教員の特殊教育専門免許状保有率は現在でもやっと50%をこえた程度にすぎない。これは「当分の間」という除外規定が20年も適応されてきたためであるが、毎年の到達目標をあげその評価を積み重ねてこなかったためであると考えられる。わが国でも都道府県ごとの特殊学校教員の特殊学校教員免許状保有率が一般公開され、その改善のための長期・短期目標が設定されればその改善はより速やかになると考えられる。同時に地域間格差も改善されるであろう。

著者はわが国の特殊教育制度においてもこのような年次報告書が必要ではないかと考える。韓国特殊教育年次報告書は国会での報告後は公開文書となる。電子政府が樹立された

現代では政府のwebサーバーに置かれ情報公開される。本報告書は政府関係者のみならず保護者や本人にも公開されているのである。国家レベルの情報化政策は全ての分野に恩恵を与えている。

本書は韓国教育人的資源部の許諾を得て翻訳したものである。翻訳に際して韓国国立特殊教育院から支援をいただいた。韓国国立特殊教育院は当研究所と研究協力協定を結んでおり、毎年開催される日韓特殊教育セミナーや研究文献の相互交流など積極的な研究協力を行っている。本報告書翻訳もその一環のものである。この場を借りて感謝の意を表明するとともに、今後の両国の特殊教育の発展を祈念したい。

I. 特殊教育の概要

特殊教育の制度は憲法第31条第1項「すべての国民は能力によって等しく教育を受ける権利を持つ」の規定により特別な教育的配慮が必要とされる法令に基づく。

特殊教育の制度を規定する直接的な法令は表 1-1 の通りである。

表 1・1

特殊教育関連法令

法令	関連条項
○ 憲法	第31条
	第3条(学習権)
○ 教育基本法	第4条(教育の機会均等)
0 教育基本仏	第8条(義務教育)
	第18条(特殊教育)
	第2条(学校の種類)
	第21条(教員の資格)
	第55条(特殊学校)
o 初・中等教育法	第56条(専攻科の設置)
	第57条(特殊学級)
	第58条(学歴の認定)
	第59条(統合教育)
	第40条(特殊学校の教職員)
	第43条(教科)
○ 初・中等教育法施行令	第45条(授業日数)
0 份。上等教育仏施门节	第57条(分教場)
	第58条(国・公立学校運営委員会の構成)
	第63条(私立学校の運営委員会)
○ 特殊教育振興法	全体
○ 特殊教育振興法施行令	全体
○ 特殊教育振興法施行規則	全体
特殊学校施設・設備基準領	全体

1. 特殊教育の定義

特殊教育とは「特殊教育対象者の特性に相応した教育課程・教育方法及び教育メディア等を通じて教科教育・治療教育及び職業教育等を実施すること」をいう(特殊教育振興法第2条第1号)。

このような特殊教育の振興のために教育基本法第18条(特殊教育)は「国家及び地方自治体は身体的・精神的・知的障害などによって特別な教育的配慮が必要な者のための学校を設立・経営しなければならない。またこれらの教育を支援するために必要な政策を樹立・実施しなければならない」と規定しているし、初・中等教育法第55条(特殊学校)は「特殊学校は身体的・精神的・知的障害などによって特殊教育を要する者に幼稚園・初等学校・中学校または高等学校に準ずる教育と実生活に必要な知識・技能及び社会適応教育を行うことを目的にする」と規定している。

2. 特殊教育対象者

特殊教育対象者については特殊教育振興法第2条第2号に「第10条の規定によって特殊教育を要する人に選定された人を言う」と規定している。具体的には視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、情緒障害(自閉症を含む)、言語障害、学習障害、その他教育部令の定める障害のある人の中で特殊教育を必要とする人であると評価された人を特殊教育対象者と選定する(特殊教育振興法第10条第1項)。このような特殊教育対象者の選定は幼稚園・初等学校・中学校課程は教育長が市・郡・町特殊教育運営委員会の審査を通して選定し、高等学校課程は教育監が市・道特殊教育運営委員会の審査を通して選定する。また大学に入学する特殊教育対象者は大学の職員が選定するように規定されている(特殊教育振興法第10条第2項)。

3. 特殊教育対象者の指定・配置

教育長または教育監は幼稚園・初等学校・中学校・高等学校課程に就学する幼児児童生徒の中で特殊教育対象者に選定された者の障害の程度・能力・居住地などを総合的に判断して、その保護者の意見を考慮して適切な学校を指定・配置する(特殊教育振興法第11条)。教育長または教育監が特殊教育対象者が就学する適切な学校を指定・配置する時には統合教育を実施する通常の学校の通常クラス、特殊クラス、特殊学校、他の市・道に設置される特殊学校の順序で配置する(特殊教育振興法施行規則第4条)。

4. 特殊教育対象者の教育費

教育長または教育監が特殊教育対象者と選定して適切な学校に指定・配置した特殊教育対象者の教育費は幼稚園・高等学校課程は無償教育とし、初等学校・中学校課程は義務教育とする(特殊教育振興法第5条)。義務及び無償教育の範囲は入学金・授業料・教科用図書費を無料にし(特殊教育振興法施行令第5条)、他の市道の特殊学校に特殊教育対象者が配置された場合、該当の学校を管轄する教育長または教育監が住民登録帳を管轄する教育監に宿泊経費支給申込書を提出すると該当の教育監は所要経費を毎月支給しなければならない(特殊教育振興法施行規則第6条)。

5. 特殊教育機関

特殊教育機関とは特殊教育対象者に幼稚園・初学校・中学校または高等学校(専攻科を含む)の課程を教育する特殊学校及び特殊学級をいう(特殊教育振興法第2条第3項)。特殊教育対象者が教育を受ける所として特殊教育機関と通常学級、または障害者福祉施設・児童福祉施設・治療機関・家庭などで特殊学校教員の巡回派遣によって教育を受けることができる(特殊教育振興法第14条)。特殊教育対象者が通常学校の通常学級で教育を受ける場合、通常学校に特別な理由がない限り統合教育を実施しなければならない(特殊教育振興法第15条)。特別な理由とは学校に在籍中の特殊教育対象者の定員の10パーセント以上を超過している場合と特殊学校の場合で学校の教育対象者の障害種別と配置された特殊教育対象者の障害種別が違って効率的な特殊教育を実施することができない場合に限って教育長または教育監に指定・配置に対し意義を申し立てることができる(特殊教育振興法施行令第11条)。さらに国家及び地方自治体は国立または公立の特殊教育機関の収容施設が不足し特殊教育対象者の義務教育のために必要な場合には私立の特殊教育機関にその教育を委託することができる(特殊教育振興法第7条)。国家または地方自治体が私立の特殊教育機関に委託教育をした場合には、その運営費・施設費・実験実習費・職業指導費及び教員の給料、その他特殊教育に必要な経費を予算の範囲内で補助しなければならない(特殊教育振興法第6条と第7条)。

6. 統合教育

統合教育とは特殊教育対象者の正常な社会適応能力の発達のために通常学校で特殊教育対象者を教育することや、特殊教育機関の在校生を通常学校の教育課程に一時的に参加させて教育することをいう(特殊教育振興法第2条第6項)。つまり統合教育は通常学校の通常学級、特殊学級または特殊学校在校生が通常学校の児童生徒とともに教育を受けることをいう。

通常学校の長は特殊教育対象者や保護者、特殊教育機関の長が統合教育を要求する際には特別な理由がない限りこれに応じなければならない。通常学校の長は統合教育の便宜のため、特殊教育に必要な教材及び教具を準備し、スロープや手すり、特殊教育対象者が利用するのに便利なトイレ、机・椅子などのアクセシビリティ施設を準備しなくてはならない(特殊教育振興法第15条第2項)。

また、通常学校の長は統合教育を実施するために特殊教育対象者が1人以上12人以下の学校には1学級以上、特殊教育対象者が13人以上の学校には2学級以上の特殊学級を設置しなければならない(特殊教育振興法第15条、特殊教育振興法施行令第13条の2)。

特殊教育対象者が4人以下の通常学校の場合には教育長または教育監が特殊教育対象者の人数・障害程度・能力及び居住地と巡回教育実施のための教育条件などを考慮して3ないし5校で一つの単位を構成し、各単位別学校等で特殊学級を設置する学校を指定して特殊学級を設置することができる(特殊教育振興法施行令第13条の2第2項)。

7. 特殊教育対象者の教育

特殊教育対象者に選定された者は通常学校の通常学級、特殊学級、特殊学校、他の市・道に所在する特殊学校などに配置する。特殊教育対象者に認定された児童生徒はその特性に適切な個別化教育を受けるようになり、個別化教育計画は毎学年が始まる前まで作成しなければならない。ただし、学期の途中に配置された場合には配置された日から30日以内に作成しなければならない(特殊教育振興法第16条、特殊教育振興法施行令第14条)。

個別化教育計画の效率的な樹立のために特殊教育対象者が配置された学校は個別化教育計画運営委員会を構成して個別化教育計画を作成しなければならないし、また個別化教育計画には対象の幼児児童生徒の人的事項、現在の学習遂行水準、長・短期教育目標、教育の開始及び終了時期、教授の方法及び評価計画、その他個別化教育計画運営委員会が決める事項を含まなければならない(特殊教育振興法施行規則第9条)。

特殊教育対象者には治療教育、職業教育、進路教育を実施しなければならないし(特殊教育振興法第18条、第19条、第20条、第22条)、各学校の長は当該の学校に在学中の特殊教育対象者の保護者が希望する場合や保護者教育が必要だと認められる場合には教育・治療及び職業などに対する保護者教育計画を樹立してこれを実施しなければならない(特殊教育振興法第17条)。

8. 特殊学校教員

特殊教育を担当する教員(以下特殊学校教員という)の資格基準は初・中等教育法第21条 [別表1・2]の通りである。

特殊学校校長

- 1. 特殊学校の教頭資格証明を持って 3年以上の教育経歴がある者とし、所定の再教育を受けた者。
- 2. 初等学校または中等学校の校長資格証明を持ち必要な補習教育を受けた者。この場合特殊学校教員資格証明を持っていたり特殊学校(特殊学級を含む)の教員としての勤務経歴がある時には補習教育を免除する。
- 3. 学識・徳望が高い者として大統領が定める基準に該当し教育部長官に認められた者

特殊学校教頭

- 1. 特殊学校正教員(1級)資格証明を持ち3年以上の教育経歴がある者で所定の再教育を受けた 者
- 2. 初等学校または中等学校の教頭資格証明を持ち必要な補習教育を受けた者。この場合特殊学校教員資格証明を持っていたり、特殊学校(特殊学級を含む)の教員として勤務経歴がある時には補習教育を免除する。

特殊学校1級 正教員

- 1. 特殊学校正教員(2級)資格証明を持っていて3年以上の教育経歴がある者とし所定の再教育を受けた者
- 2. 特殊学校正教員(2級)資格証明を持っていて1年以上の教育経歴がある者とし、教育大学院 または教育部長官が指定する大学院で特殊教育を専攻して修士学位を受けた者
- 3. 幼稚園・初等学校または中等学校正教員(1級)資格証明を持っていて必要な補習教育を受けた者
- 4. 幼稚園・初等学校または中等学校正教員(2級)資格証明を持ち1年以上の教育経歴がある者とし、教育大学院または教育部長官が指定する大学院で特殊教育を専攻して修士学位を受けた者

特殊学校2級 正教員

- 1. 教育大学及び師範大学の特殊教育科を卒業した者
- 2. 大学の特殊教育関連学科卒業者として在学中所定の教職課程を履修した者
- 3. 幼稚園・初等学校または中等学校正教員(2級)資格証明を持っていて必要な補習教育を受けた者
- 4. 幼稚園・初等学校または中等学校 正教員(2級)資格証明を持っていて教育大学院または教育部長官が指定する大学院で特殊教育を専攻して 修士学位を受けた者
- 5. 特殊学校準教員資格証明を持っていて2年以上の教育経歴がある者として所定の再教育を 受けた者
- 6. 幼稚園・初等学校または中等学校準教員資格証明を持って2年以上の教育経歴がある者と し教育大学院または教育部長官が指定する大学院で特殊教育を専攻して修士学位を受け た者

特殊学校 準教員

- 1. 特殊学校準教員資格検定に合格した者
- 2. 特殊学校実技教員とし5年以上の教育経歴を持っていて所定の再教育を受けた者

特殊学校専門相談教員

特殊学校正教員(2級)以上の資格証明を持った者とし3年以上の教育経歴がある者で教育長官が指定する教育大学院または大学院で所定の専門相談教員養成課程を履修した者

特殊学校司書教員

- 1. 大学卒業者とし在学中文献情報学または図書館学を専攻して、所定の教職課程を履修した者
- 2. 準教員以上の資格証明を持った者とし所定の司書教員養成講習を受けた者
- 3. 教育大学院または教育部長官が指定する大学院の教育課で司書教育課程を専攻して修学を受けた者
- 4. 師範大学卒業者とし在学中文献情報学または図書館学を専攻した者

特殊学校実技教員

1. 専門大学(専門大学・短大に準ずる各種学校を含む。以下同じ)卒業者とし在学中大統領

令に定める実科目計の技能を履修した者、または高等技術学校の専攻科を卒業した者

- 2. 大学(大学に準ずる各種学校を含む)・専門大学卒業者として在学中芸能、体育、その他大統領令に定める技能を履修した者
- 3. 実業科高等学校または3年制高等技術学校の卒業者として実技教員の資格検定に合格し者
- 4. 実業科、芸能または保健科に関する知識と技能を持った者として実技教員の資格検定に合格した者

特殊学校養護教員

- 養護教員(1級)

養護教員(2級)資格証明を持った者として3年以上の養護教員経歴を持って資格研修を受け者

- 養護教員(2級)
 - 1. 大学の看護学科卒業者として在学中所定の教職成績点を取得して看護婦免許証を持った者
 - 2. 専門大学の看護学科卒業者として在学中所定の教職成績点を取得して看護婦免許証を持った者

治療教育担当教員(特殊教育振興法施行令 第16条)

- 1. 特殊学校の治療教育科目正教員・準教員または実技教員資格がある者
- 2. 特殊学校の正教員または準教員資格がある者として物理治療師・作業治療師等治療教育 に関連した資格を持っている者

職業担当教員(特殊教育振興法施行令 第17条)

- 1. 特殊学校の正教員・準教員または 実技教員資格がある者として次の項目の1つに該当する者 ア. 国家技術資格法第3条の規定による技術系または技能系の技術資格を取得した者
 - イ. 勤労者職業訓練促進法第9条による職業能力開発訓練教員資格を持っている者
 - ウ. 大学院で職業リハビリに関する学問を専攻して修士学位を受けた者
- 2. 大学で職業リハビリに関する分野を専攻した教員

特殊教育を担当する教員は特殊学校及び特殊学級に配置するものとし、その配置基準は初・中等教育法施行令第40条及び特殊教育振興法第20条と特殊教育振興法施行令第12条、第16条、第17条などの規定による。

また国家及び地方自治体は特殊教育担当教員の資質向上のため教育及び研修を定期的に実施(延1回以上)しなくてはならない(特殊教育振興法第23条、特殊教育振興法施行規則第12条)。

9. 特殊学校及び特殊学級施設・設備基準令

特殊学校施設・設備基準令は特殊学校及び特殊学級の施設・設備に関する基準を決めた大統領令である。特殊学校の校地は校舎用地と運動場用地を合わせたもので、その基準面積は12学級ま

では4,000平方メートルとし、12学級以上24学級まではそれを超える1学級当たり300平方メートルとし、24学級を超える場合には超過する1学級当たり200平方メートルを加算した面積とする(特殊学校施設設備基準令第2条)、職業指導訓練による動物飼育及び植物栽培のために必要な場合に実習地を置くことができる(特殊学校施設・設備基準令第3条)。校舎に置く施設の種類は普通教室、特別教室、視聴覚教室、図書室、相談室、職業指導・訓練室、治療教育室、管理用各室、保健衛生及びアクセシビリティ施設、遊戯室などを置くことができる(特殊学校施設・設備基準令第4条)。

特殊学校は特殊教育対象者の通学便宜のために寮または通学用バスを運行しなければならない。施設の環境は学習と生活に差し支えがない照度・温度及び防音が維持されるように設置しなければならない(特殊学校施・設備基準令第5条および第6条)。

10. 国家及び地方自治体の任務

国家及び地方自治体は特殊教育を振興するために次のような業務を遂行しなければならない (特殊教育振興法第3条)。

- 1. 特殊教育総合計画の樹立
- 2. 生活機能の回復のための治療教育対策の研究
- 3. 特殊教育対象者の就学指導
- 4. 特殊教育の内容及び方法の研究・改善
- 5. 特殊学校教員の養成及び研修
- 6. 特殊教育機関の設置・運営及び特殊教育のための施設・設備の拡充・整備
- 7. 特殊教育に必要な教材・教具の研究・開発及び普及
- 8. 特殊教育対象者に対する職業教育対策の研究
- 9. 特殊教育機関収容計画の樹立
- 10. 特殊教育支援体制の研究・改善
- 11. その他特殊教育の発展のために必要な事項

国家及び地方自治体は上記の業務を遂行するため、予算の範囲内で経費を優先的に支給しなければならない。国家は特殊教育に対する予算措置が不足だと認められる地方自治体に対して予算拡充など必要な措置をするよう勧告することができる。

また、国家は特殊教育振興業務を効率的に遂行するために関係中央行政機関間の協力体制を構築しなければならない(特殊教育振興法施行令第2条)。

国家及び地方自治体は特殊教育に関する主要事項を審議するために教育人的資源部長官副長官 所属の下に中央特殊教育運営委員会を、教育監所属の下に市・道特殊教育運営委員会を、教育長 所属の下に市・郡・区特殊教育運営委員会をおかなければならない(特殊教育振興法第4条)。

Ⅱ.2001年度状況及び推進実績

1. 特殊教育対象者の就学機会拡大

ア、特殊教育機関の状況及び設立実績

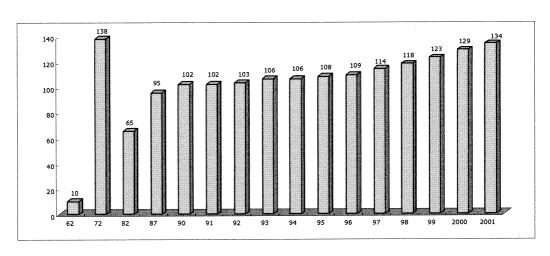
特殊教育とは特殊教育対象者の特性に適合した教育課程・教育方法及び教育メディアなどを通じて教科教育・治療教育及び職業教育などを実施することをいい(特殊教育振興法第2条第1項)、特殊教育機関とは特殊教育対象者に特殊教育を提供するために幼稚園・初学校・中学校または高等学校(専攻科を含む)課程を教育する特殊学校及び特殊学級をいう(特殊教育振興法第2条)。したがってわが国の特殊教育機関は大きく特殊学校、特殊学級及びその他に大別されることができ、特殊学校は障害のある児童生徒等を対象にする分離教育機関で、特殊学級は高等学校以下の各学校に設置された学級として障害のある児童生徒等と通常学級に在籍する児童生徒が共に教育受けて生活する統合教育のための教育機関である。このような特殊学級は対象の児童生徒の障害程度と能力によって全日制、時間制、特別指導、巡回教育などの形態で運営されている。

1) 特殊学校

2001年4月現在全国の特殊学校数は総数134校である。この数は特殊教育創始期である 62年の 10校に比べ、13倍以上に増加したものであり、特殊教育振興法の制定直後の 79年の53校に比べ 2.5倍程度に増加した。また前年度の2000年と比較して5校が増加している。62年から2001年までの特殊学校状況は 表2・1 の通りで、その増加推移は 図 2・1 の通りである。

表 2·1 年度別特殊学校数 (単位:校)

年度	'62	72	'82	'87	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	2000	2001
学校数	10	38	65	95	102	102	103	106	106	108	109	114	118	123	129	134



「図 2・1」 年度別特殊学校数

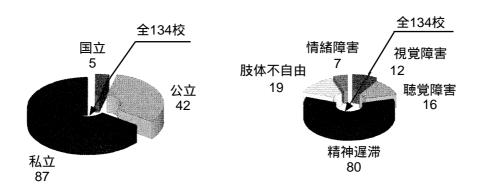
全国の特殊学校を設立別・障害領域別で区分すると 表2・2 のように国立5校、公立42校、私立87校であり、視覚障害学校12校、聴覚障害学校16校、知的障害学校80校, 肢体不自由学校19校、情緒障害学校が7校である。このような状況は 図2・2 のように私立特殊学校の割合が64.9%と高い特徴を現わしている。

表 2・2

設立別・障害別特殊学校数

(単位:校)

設立別			国	立.					公	立					私	立			
障害別	視覚障害	聴覚 障害	精神遅滞	肢体 不自由	情緒 障害		ł l	聴覚 障害		肢体 不自由	情緒 障害	1	視覚 障害		精神遅滞	肢体 不自由	情緒 障害	小計	計
学校数	1	1	1	1	1	5	2	4	29	6	1	4 2	9	11	50	12	5	87	134



「図 2・2」 設立別・障害別特殊学校数

また、全国の特殊学校を地域別・障害領域別で区分すると 表 2・3 の様に地域別で不均衡となっている。市・道によっては特定障害領域に2校以上の学校が設立されている地域もあり、一部の市・道には一つの特殊学校にすべての障害領域が含まれている学校もある。

表 2・3

地域別・障害領域別特殊学校数

(単位:校)

区分	視覚障害	聴覚障害	精神遅滞	肢体不自由	情緒障害	計
ソウル特別市	2	4	14	5	3	28
釜山広域市	1	1	7	1		10
大邱広域市	1	1	3	2	1	8
仁川広域市	1	1	3	1	_	6
光州広域市	1	1	2	1	-	5
大田広域市	1		2	1		4
蔚山広域市	-	1	1	-	-	2
京畿道	manus.	3	18	1	1	23
江原道	1	1	3	-	_	5
忠清北道	2	1	3	3	_	9
忠清南道	_	-	5			5
全羅北道	1	1	4	2	-	8
全羅南道	1	1	5	-	_	7
慶尚北道	minus	_	6	-	1	7
慶尚南道	=	1	3	1	-	5
済州道	-	=	1	1	-	2
計	12	17	80	19	6	134

障害領域別区分は主な障害領域をいう

特殊学校は幼稚園課程だけ運営している10校を除き大部分が幼・初・中高等部の全課程を一学校内に併設・運営している。2001年4月現在134の特殊学校の2,712学級を学校課程別で区分すると幼稚部課程267学級、小学校課程1,231学級、中学校課程612学級、高等学校課程602学級(専攻科68学級を含む)になる。地域別・学校課程別特殊学校の学級数は 表2・4 の通りで、市・道別・設立別特殊学校の学級数は 表2・5 の通りである。

表 2・4 2001年地域別・学校課程別特殊学校学級数

(単位:学級)

市・道	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	計
幼稚部	76	28	10	11	7	4	8	56	7	17	6	5	8	13	6	5	267
初等部	265	82	76	77	55	47	28	167	53	67	40	65	51	80	53	25	1, 231
中学部	140	47	35	31	25	19	13	88	24	33	18	29	27	42	30	11	612
高等部	117	43	32	26	27	16	14	66	27	35	13	23	21	38	25	11	534
専攻科	13	4	1	-	2	7	_	10	4	4	6	4	4	5	4	1	68
計	611	204	154	145	116	93	63	387	115	156	83	126	111	178	118	52	2, 712

表 2・5 地域別・設立別特殊学校学級数

(単位:校/室)

区分	匤	立	公	立	私	立立	言	+
卢 刀	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数
ソウル特別市	3	82	6	165	19	364	28	611
釜山広域市	_	_	5	134	5	70	10	204
大邱広域市	-	-	2	52	6	102	8	154
仁川広域市	_	_	2	77	4	68	6	145
光州広域市	_	-	2	62	3	54	5	116
大田広域市	_	-	2	37	2	56	4	93
蔚山広域市	-	-	_	_	2	63	2	63
京畿道	2	60	2	48	19	279	23	387
 江原道	-	-	4	102	1	13	5	115
忠清北道	-	-	2	40	7	116	9	156
忠清南道	_	-	3	67	2	16	5	83
全羅北道		-	3	66	5	60	8	126
全羅南道	_	-	2	45	5	66	7	111
慶尚北道		-	2	49	5	129	7	178
慶尚南道	-	-	4	98	1	20	5	118
済州道	-	-	1	26	1	26	2	52
計	5	142	42	1,068	87	1, 502	134	2, 712

一方、2000年9月から2001年8月(現在)までに新設された特殊学校はソウル1校、釜山1校、京畿2校、忠北1校、計5校である。これらの学校の障害領域と学級数の具体的な状況は 表2・6 の通りである。

(単位:学級)

	設立別	障害別			学校数			地域
一	以业力	早古か	幼	初	中	高	計	地域
ソウルチョンミン学校	公立	肢体不自由	2	20	11	4	37	ソウル
釜山チァンサウイ学校	私立	精神遅滞	3	•	•	•	3	釜山
ハンウリ学校	私立	聴覚障害	5	•	•	•	5	京畿
フィマン学校	私立	精神遅滞	5	•	•	•	5	京畿
コットンニェ学校	私立	肢体不自由	1	3	•	•	4	忠北

2) 特殊学級

2001年度4月現在の特殊学級数は幼稚園65学級、小学校2,982学級、中学校680学級、高等学校119学級の計3,846学級である。これは前年2000年度の幼稚園56学級、小学校2,974学級、中学校683学級、高等学校89学級の計3,802学級と比べて全体的に44学級増加している。年度別特殊学級の数は表2・7の通りで、その増加推移は図2・3の通りである。

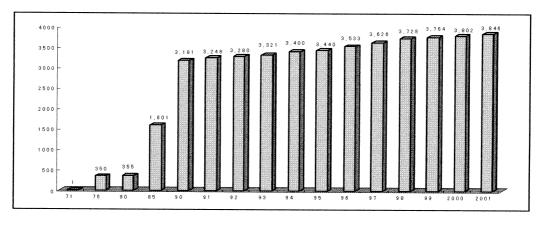
表 2・7

年度別特殊学級数

(単位:学級)

年度	'71	'76	'80	'85	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	2000	2001
学校数	1	350	355	1, 601	3, 181	3, 248	3, 280	3, 321	3, 400	3, 440	3, 533	3, 626	3, 728	3, 764	3, 802	3, 846

全国の特殊学級を運営類型別で区分すると全日制98学級、時間制3,581学級、巡回学級、167である。地域別・運営類型別特殊学級の数は 表2・8 の通りであり、地域別・課程別特殊級の数は 表2・9 の通りである。



「図 2・3」 年度別特殊学級数

(単位:学級)

市・道	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	計
全日制	-	8	-	3	-	3	11	9	10	30	12	8	-	-	4	-	98
時間制	716	348	181	202	76	78	30	442	180	93	237	156	286	279	230	47	3, 581
巡回学級	_	7	-	-	-	1	2	45	2	50	23	_	19	-	18	-	167
<u></u> 計	716	363	181	205	76	82	43	496	192	173	272	164	305	279	252	47	3, 846

表 2・9

地域別・課程別特殊学級数

(単位:学級)

		43.1	1	,				T		T							
市道	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	計
幼	22	7	2	2	3	2	3	6	2	2	3	2	4	2	3	-	65
初	494	310	148	168	60	68	30	397	161	113	211	130	209	239	209	35	2, 982
中	172	43	25	21	11	9	7	64	26	52	52	32	82	35	38	11	680
高	28	3	6	14	2	3	3	29	3	6	6	-	10	3	2	1	119
計	716	363	181	205	76	82	43	496	192	173	272	164	305	279	252	47	3, 846

イ. 障害のある児童生徒等の就学状況

わが国の憲法第31条は「すべての国民は能力によって均等に教育を受ける権利を持つ」と明し ている。憲法が規定しているこのような教育を受ける権利を具現化するために特殊教育振興法第 条に「特殊教育対象者に対する小学校及び中学校課程の教育はこれを義務教育とし、幼稚園高等 学校課程の教育はこれを無償とする」と規定されている。したがって障害のある児童生徒等も特 殊校、特殊学級、通常学校の通常学級などに配置されて教育を受ける権利の保障を受けている。

1) 特殊学校

2001年4月現在、特殊学校に在学している幼児児童生徒の数は24,380人だが、これは2000年の 24,196人に比べて184人増加した数である。年度別特殊学校児童生徒数は 表2・10 の通りで 増加推移は 図2・4 の通りだ。

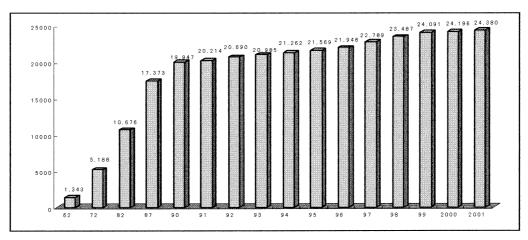
表 2・10

年度別特殊学校学生数

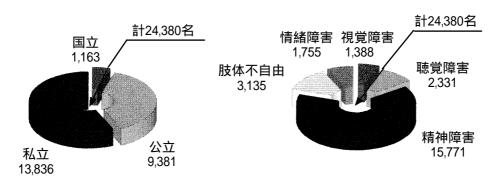
(単位:名)

年度	'62	'72	'82	'87	'90	'91	'92	'93	'94	, 95	'96	'97	'98	,39	2000	2001
学生数	1,343	5,188	10,679	17,373	19,947	20,214	20,690	20,985	21,262	21,569	21,948	22,789	23,487	24,091	24,196	24,380

全国の特殊学校児童生徒数を設立別・障害領域別で区分すると 表2・11 の様に、設立別で は国立1,163人、公立9,381人、私立13,836人であり、障害領域別では視覚障害学校 1,388人、聴覚 害学校2,331人、知的障害学校15,771人、肢体不自由学校3,135人、情緒障害学校1,755人である。



「図 2・4」 年度別特殊学校学生数



「図2・5」 設立別・障害領域別学生数

これを図で表せば 図 $2 \cdot 5$ の様になり、私立特殊学校児童生徒の割合が 56.8%を占めることに その特徴がある。

表 2・11 設立別・障害領域別学生数

(単位:名)

設立別				国立					1	立					7	ム立			
	視覚	聴覚	精神	肢体	情緒	小	視覚	聴覚	精神	肢体	情緒	小	視覚	聴覚	精神	肢体	情緒	小	計
障害別				不自由	障害	計	障害	障害	遅滞	不自由	障害	計	障害	障害	遅滯	不自由	障害	計	
							221												
学生数	252	230	309	145	227	1, 163		476	7, 075	1, 273	336	9, 381	915	1,625	8, 387	1, 717	1, 192	13,836	24, 380

特殊学校の児童生徒数を地域別・障害領域別で区分すると 表2・12 の様に地域によって障害領域別分布に差が多いことを示している。

区分	視覚障害	聴覚障害	精神遅滞	肢体不自由	情緒障害	計
ソウル特別市	375	735	2, 896	937	664	5, 607
釜山広域市	108	186	1, 110	376	66	1,846
大邱広域市	108	98	714	378	202	1, 500
仁川広域市	115	132	920	110	0	1,277
光州広域市	84	101	524	223	0	932
大田広域市	113	88	556	117	0	874
	0	114	338	(4)	0	452
京畿道	0	174	2, 998	146	227	3, 545
工原道	96	63	583	73	58	873
忠清北道	250	225	478	230	260	1,443
忠清南道	0	0	788	0	0	788
全羅北道	47	133	768	205	0	1, 153
全羅南道	76	57	759	41	12	945
慶尚北道	0	127	1, 292	82	203	1, 704
慶尚南道	1	76	802	154	30	1, 063
	15	22	245	63	33	378
計	1, 388	2, 331	15, 771	3, 135	1, 755	24, 380

2001年4月現在地域別私立特殊学校の児童生徒の割合は 表2・13 の様にソウル62.1%、釜山34.1%、大邱65.9%、仁川44%、光州43.8%、大田62.9%、蔚山100%、京畿72.9%、江原10.9%、忠北74.8%、忠南19%、全北49%、全南63.8%、慶北74.4%、慶南17.8%、済州60.8%である。これは特殊教育が一部の市・道教育庁の場合、私立学校に多く委託されている現状を如実に反映した結果と見られる。

表 2・13

地域別・設立別特殊学校学生数

(単位:名)

区分	国立	公立	私立	計
ソウル特別市	627	1,496	3,484	5,607
釜山広域市		1,216	630	1,846
大邱広域市	-	512	988	1,500
仁川広域市	-	715	562	1,277
光州広域市		524	408	932
大田広域市		324	550	874
蔚山広域市	-	-	452	452
京畿道	536	425	2,584	3,545
江原道		778	95	873
忠清北道	u-	364	1,079	1,443
	ulua	638	150	788
全羅北道		588	565	1,153
全羅南道	-	342	603	945
慶尚北道		437	1,267	1,704
慶尚南道	_	874	189	1,063
済州道	_	148	230	378
計	1,163	9,381	13,836	24,380

また特殊学校の児童生徒数を学校課程別で区分すると 表2・14 の様に幼稚部課程1,481人, 小学校課程10,076人、中学校課程6,051人、高等学校課程6,772人(専攻科791人を含む)となる。

表 2・14

地域別・課程別特殊学校学生数

(単位:名)

市・道	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	計
幼	442	182	53	65	49	19	23	277	29	107	37	30	39	82	29	18	1,481
初	2, 228	663	681	610	421	368	183	1,432	382	588	337	540	393	655	426	169	10,076
中	1, 415	447	364	317	206	185	123	932	213	322	198	255	251	446	284	93	6,051
高	1, 359	496	391	285	233	209	123	782	219	387	149	303	231	441	275	98	5,981
専攻科	163	58	11	_	23	93		122	30	39	67	25	31	80	49	-	791
計	5, 607	1, 846	1,500	1, 277	932	874	452	3, 545	873	1, 443	788	1, 153	945	1, 704	1,063	378	24, 380

2) 特殊学級

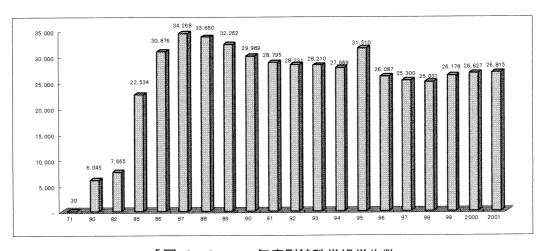
2001年4月現在の特殊学級の児童生徒数は26,815人で、前年度の2000年度に比べて188人増加している。年度別特殊学級の児童生徒数は 表2・15 の通りで、その増加推移は 図2・6 、地域別・課程別特殊学級の児童生徒数は 表2・16 の通りである。

表 2・15

年度別特殊学級学生数

(単位:名)

年度	'71	'80	'82	'85	'86	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	2000	2001
学生 数	30	6,045	7, 665	22. 534	30, 876	34, 268	33, 660	32, 262	29, 989	28, 795	28, 231	28, 210	27, 669	31, 510	26, 087	25, 300	25, 031	26, 178	26, 627	26, 815



「図 2・6」 年度別特殊学級学生数

市・道	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	計
幼	56	31	14	5	13	14	13	30	12	5	15	10	18	11	21	-	268
初	3, 753	2, 378	1, 189	1, 311	337	523	194	2, 915	907	678	1, 429	745	1, 375	1, 475	1,416	246	20, 871
中	1, 059	317	194	173	95	66	59	505	124	313	345	207	492	223	245	71	4, 488
高	343	21	80	128	25	30	21	275	9	74	64	1	73	22	14	8	1, 188
計	5, 211	2, 747	1, 477	1, 617	470	633	287	3, 725	1, 052	1, 070	1, 853	963	1, 958	1, 731	1, 696	325	26, 815

ウ. 幼児特殊教育状況

幼児特殊教育とは満3歳から満5歳までの障害幼児及び障害の可能性が高い幼児の発達のために専門的な援助を提供することで,身体・知覚・言語・認知・情緒的領域の成長の可能性が一番高い時期に行われる教育である。このような幼児特殊教育は障害幼児の発達を促進し,障害を最小化し、学令期に受けなければならない特殊教育と関連サービスの必要性を最小化することで教育費用を節減し,施設収容の可能性を最小化し、独立的な生活の可能性を最大化する教育的効果がある。このため特殊教育振興法では第5条 項に特殊教育対象者に対する幼稚園課程の教育を無償教育と規定し,第8条に国家及び地方自治体は障害を持った幼児に対する幼稚園課程の教育を促進するために障害の早期発見、教員養成,教育施設・設備の拡充など早期特殊教育に必要な施策を構ずるように規定している。したがってわが国は特殊学校幼稚部(幼稚園課程だけ運営する特殊学校含み),幼稚園特殊学級,幼稚園通常学級などの教育機関を用意して障害幼児に対する特殊教育を提供している。

1) 特殊学校幼稚部

特殊学校幼稚部は 表2・17 の様に 92年には103クラスに816人の障害幼児が就学していたが、2001年4月現在267クラスに1,481人が就学し、1992年に比べて学級の数は約2.6倍、就学乳児の数は約1.8倍増加した。

表2・17

特殊学校幼稚部状況

(単位:学級/名)

年度 区分	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
学級数	103	118	123	126	136	158	196	213	243	267
学生数	816	888	941	947	987	1, 053	1, 282	1, 429	1, 456	1, 481

特殊学校幼稚部学級数を設立別で区分すると 表2・18 の様に国立23学級、公立58学級、私立186学級で、障害領域別で区分すると 表2・19 のように視覚障害学校17学級、聴覚障害学校58学級、知的障害学校142学級、肢体不自由学校31学級、情緒障害学校19学級である。地域別特殊学校幼稚部学級状況は 表2・20 の通りだ。

表2・18

設立別特殊学校幼稚部状況

(単位:学級/名)

設立別 区分	国立	公立	私立	計
学校数	23	58	186	267
学生数	85	276	1,120	1,481

表2・19

障害領域別特殊学校幼稚部状況

(単位:学級/名)

障害別 区分	視覚障害	聴覚障害	精神遅滞	肢体不自由	情緒障害	計
学校数	17	58	142	31	19	267
学生数	99	438	732	159	53	1, 481

表2・20

地域別特殊学校幼稚部状況

(単位:学級/名)

区分	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	計
学級数	76	28	10	11	7	4	8	56	7	17	6	5	8	13	6	5	267
学生数	442	182	53	65	49	19	23	277	29	107	37	30	39	82	29	18	1, 481

2) 幼稚園 特殊学級

97年から設置され始めた幼稚園特殊学級は 97年に4校の幼稚園の5つの特殊学級に30人の障害 幼児が就園した。2001年4月現在、63幼稚園の65特殊学級に268人が就園し、幼稚園特殊学級の数は前年度の2000年度に比べて1.16倍、就園障害幼児の数は約1.03倍に増加した。2001年4月現在、地域別幼稚園特殊学級及び児童生徒の数は 表2・21 の通りだ。

表2・21

地域別幼稚園特殊学級状況

(単位:園/学級/名)

市・道別	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	計
特殊学級設置 幼稚園数	22	7	2	2	3	2	2	5	2	2	3	2	4	2	3	-	63
学級数	22	7	2	2	3	2	3	6	2	2	3	2	4	2	3	-	65
学生数	56	31	14	5	13	14	13	30	12	5	15	10	18	11	21	-	268

3) 障害幼児通常学級配置

2001年4月現在幼稚園通常学級に配置されている障害幼児の数は総16人で、これを地域別で区分すると 表2・22 の通りだ。

市・道	ソウル	釜山	大邱	仁川	光 州	大田	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶 北	慶南	済州	計
学生数	•	•	3	•	•	3	•	•	•	•	6	1	•	3	•	•	16

工. 特殊学校専攻科状況

障害のある児童生徒等の自立能力の開発と社会統合のための職業教育は特殊教育において非常に重要であり、その特性の上,十分な期間を要する。一部の障害のある児童生徒等の場合,特殊学校高等部卒業後社会に進出する場合,職業生活の準備不足のため職業生活の適応で困る事例も多い。そのため特殊教育振興法は第21条に高等部を設置した特殊学校に専門職業教育の充実のために1年以上の専攻科を設置・運営するように規定し,同法施行令第18条に専攻科の運営に関する規定を置いている。この規定により93年度と94年度の2年に対たって視覚障害学校1校と知的障害学校1校を専攻科実験校に指定・運営し、95年度から専攻科設置・運営を拡大した。2001年4月現在、専攻科を設置・運営している学校は表2・23の様に視覚障害学校3校、聴覚障害学校2校,知的障害学校21校,肢体不自由学校1校,情緒障害学校2校,計29校であり,総児童生徒数は812人である。これは前年度の2000年度に比べて9学級、121人の児童生徒が増えた数である。

表 2・23

特殊学校専攻科設置状況

(単位:校/室/名)

障害別	視覚障害	聴覚障害	精神遅滞	肢体不自由	情緒障害学校	計
学校数	3	2	21	1	2	29
学級数	10	6(8)	48 (46)	1	3	68
学生数	106	25	631	11	39	812

オ、障害のある学生の大学教育状況

知識基盤社会(訳者注:韓国では「高度情報化社会」のことを「知識基盤社会」と呼ばれる)と呼ばれるこの時代は初・中等教育だけではなく高等教育である大学教育とその後の引き続き教育を要求し、用意性のみを追い求める教育ではなく、希望するすべての人々にいつでも必要な教育を提供して変化する環境に適応して、変化を主導して行く主導者になるように教育しなければならない。そのため大学教育は以前のように一部エリートのみを対象にする教育ではなく、社会構造の変化に従って、希望するすべての人々に必要な教育を提供するように普遍化されなければならない。そうでなければ、大学は時代の変化を主導する人的資源を開発することができないし、そのような人的資源を開発しない大学や社会は競争で淘汰されざるをえない。したがって大学教育の機会は特殊教育対象者である障害のある学生の場合にも保障されなければならないし、大学教育を通じて変化する環境に適応し、社会の変化を主導して行くのに必要な知識と能力を習得しようとする教育意欲を持っているといえる。2000年度特殊学校高等部卒業生の進学状況は、表2・24 の通りだ。

表 2・24

						•
区分	卒業生数	専攻科	専門大学	大学	進学生数	進学率(%)
ソウル特別市	440	78	6	35	119	27.05
釜山広域市	158	56	4	9	69	43.67
大邱広域市	142	20	5	-	25	17.61
仁川広域市	113	3	-	6	9	7. 96
光州広域市	82	28	2	8	38	46. 34
大田広域市	91	45	1	2	48	52. 75
- 蔚山広域市	62	4	_	2	6	9. 68
京畿道	268	69	8	5	82	30.60
江原道	79	11	1	4	16	20. 25
忠清北道	118	36	2	6	44	37. 29
忠清南道	54	33	_	_	33	61.11
全羅北道	71	14	5	6	25	35. 21
全羅南道	76	27	2	1	30	39. 47
慶尚北道	137	40	3	-	43	31.39
慶尚南道	97	20	1	2	23	23.71
済州道	24	_	_		_	0.00
計	2, 012	484	40	86	610	30. 32

進学率は専攻科進学率を含んだもの

わが国の特殊教育対象者の大学教育は、一般の生徒との競争を通じて大学に入学する進学生の外、 特殊教育対象者の大学入学特別選考制度を取り入れた1995年度以降から本格的に拡がり始めた。障 害のある生徒の大学入学特別選考制度は大学または専門大学(短大)に障害のある生徒が定員外で 入学するように規定した制度である。これは障害者福祉法第19条の規定によって障害登録された者 とし、特殊教育振興法第10条に基づき特殊教育対象者に選定された者は大学の長が決めた方法によって入学が可能とした制度である。この制度は障害のある学生に対する国家の義務を充実して履行 するために用意した積極的平等措置の一つで、相対的疎外感と機会剥奪感を解消するために用意された。

障害のある学生の大学入学特別選考を通じて大学に入学した特殊教育対象者は 表2・25 の様に通常大学校及び産業大学校の場合、95年度は6大学が実施し107人、96年度は16大学が実施し201人、97年度は30大学が実施し234人、98年度は39大学が実施し298人、99年度は40大学が実施し349人、2000年度は48大学が実施して313人、2001年度に43大学が実施し360人が入学した。そして専門大学の場合は95年度に2大学が実施し6人、96年度に2大学が実施し16人、97年度は6大学が実施し42人、98年度は6大学が実施し57人、99年度は6大学が実施し47人、2000年度は9大学が実施し55人、2001年度は11大学が実施し61人が入学した。

表 2·25 年度別特殊教育対象者特別選考大学入学状況

区分		1995	1006	1007	1000	1000			
	工工及	1990	1996	1997	1998	1999	2000	2001	計
大学	実施大学数	6	16	30	39	40	48	43	222
	入学学生数	107	201	234	298	349	313	360	1, 977
専門大学	実施大学数	2	2	6	6	6	9	11	42
(短大)	入学学生数	6	16	42	57	47	55	61	320
計	実施大学数	8	18	36	45	46	57	54	264
н I	入学学生数	113	217	276	355	396	368	421	2, 297

2.統合教育の実施基盤構築

ア、統合教育実験校指定・運営

特殊教育対象者を通常学級に配置して通常学級の児童生徒と共に教育する統合教育は全世界的な特殊教育の方向である。これは特殊教育対象者も自分が生まれて育った地域の学校で教育受ける権利があるという人権保護と社会正義の立場から特殊教育が志向しているアプローチである。このような統合教育の実施基盤構築と拡大実施のために2000年から市道別で1校以上の学校を統合教育モデル校に指定・運営し、年末に運営事例発表大会を実施して優秀校を表彰している。2000年度地域別統合教育モデル校指定・運営実績は 表2・26 の通りで、2001年度地域別統合教育モデル校指定・運営実績は 表2・26 の通りで、2001年度地域別統合教育モデル校指定・運営状況は 表2・27 の通りだ。

表 2・26 2000年度地域別統合教育実験校指定・運営実績

(単位:校)

			T	 		T		-									. 124)
市・道	ソウル	釜山	大邱	仁川	光 州	大田	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	計
特殊学校	1	1	1	1	1	1	_	2	1	1	1	_	1	1	1	-	14
特殊学級	1	1	4	1	-	-	2	1	-	-	2	1	-	-	1	1	15
<u></u> 計	2	2	5	2	1	1	2	3	1	1	3	1	1	1	2	1	29

表 2・27 2001年度地域別統合教育実験校指定・運営実績

(単位:校)

市・道	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	計
特殊学校	-	_	1	1	3	1	1	4	1	1	1	_	1	1	1	1	18
特殊学級	1	2	5	1	_	-	1	18	4	-	2	4	-	-	1	_	38
計	1	2	6	1	3	1	2	22	5	1	3	4	1	1	2	1	56

イ. 特殊教育対象者配置体制の転換

特殊教育対象者を障害の程度によって重度障害児は特殊学校に、軽度障害児は特殊学級に配置してきたこれまでの特殊教育配置体制を止揚し、すべての特殊教育対象者の通常学級配置を優先的に考慮する体制を確立しなければならない。したがって特殊学級と特殊学校を統合環境での適応と効率的な教授 - 学習を支援する機関に転換し、「特殊学校 特殊学級 通常学級」の順序で配置してきた特殊教育対象者配置体制を「通常学級 特殊学級 特殊学校」の順序で配置する体制に転換しなければならない。

1) 特殊学校

特殊学校は家庭・病院・施設などの重度・重複障害のある児童生徒等を就学させ、重度・重複障害中心の障害領域教育機関に転換運営しなければ学ならない。また、地域社会内特殊教育支援センターとしての役割を拡大し特殊学級の児童生徒のための短期職業教育と治療教育プログラムを運営し、教員や保護者を対象にこれに対する相談も実施し、学校内寄宿舎を活用して特殊学級や通常学級に就学する障害のある児童生徒等の生活適応訓練などを実施する。それに加えて、特殊学校と隣近通常学校を連携した統合教育を活性化させていく。そのために2001年度に全国の26個地域教育庁または特殊学校に特殊教育支援センターを設置運営している。

2) 特殊学級

特殊教育振興法施行令第13条の2に基づいて特殊教育対象者の数によって特殊学級を設置するとしている。しかしこの規定の意味は物理的概念の学級というより児童生徒の割合による特殊教育教員の配置を意味するもので、特殊学級は児童生徒の教育的要求と学校の状況によって全日制、時間制、巡回教育など多様に運営するとしている。このために特殊学級を全日制から時間制に転換し、可能な特殊教育対象者が通常学級に統合される機会を増やすように推奨した結果、2001年度には 表 2・28 の様に全国3,846の特殊学級のうち全日制98学級、時間制3,581学級、巡回学級167個学級に転換した。2000年度144あった全日制特殊学級が2001年度に46に減少し、表2・29の様に全日制特殊学級に配置されていた833人の特殊教育対象者が620人に減少し、さらに多くの特殊教育対象者が通常学級に統合される機会の提供受けるようになった。

特殊学級運営類型別学級数

(単位:学級)

類型			全日制				<u> </u>	時間制	ij		K	《回学》	汲	
市道	幼	初	中	高	小計	幼	初	中	高	小計	在宅巡回	機関巡回	小計	合計
ソウル特別市	_	-		_	-	22	494	172	28	716	-	-	-	716
釜山広域市	4	4	-	_	8	3	299	43	3	348	_	7	7	363
大邱広域市	-	-	- .	_	_	2	148	25	6	181	_	-	-	181
仁川広域市	2	1	-	_	3	-	167	21	14	202	_	_	_	205
光州広域市	-	-	_	ı	-	3	60	11	2	76	_	_	_	76
大田広域市	2	1	_	-	3	-	67	9	2	78	1	-	1	82
蔚山広域市	2	9	-	-	11	1	20	6	3	30	1	1	2	43
京畿道	2	6	1	-	9	3	353	57	29	442	25	20	45	496
江原道	1	7	2	_	10	1	152	24	3	180	2	-	2	192
忠清北道	-	24	6	1	30	_	59	32	2	93	2	48	50	173
忠清南道	3	9	_	1	12	1	179	52	6	237	15	8	23	272
全羅北道	2	4	2	ı	8	-	126	30		156	_	-	-	164
全羅南道	-	_	_	_	-	4	190	82	10	286	4	15	19	305
慶尚北道	-	-	-	-	-	2	239	35	3	279	_	_	_	279
慶尚南道	3	1	-	_	4	_	191	37	2	230	10	8	18	252
済州道	-	-	-	-	-	_	35	11	1	47	_	_	_	47
計	21	66	11	_	98	41	2, 779	647	114	3, 581	60	107	167	3, 846

			У// Б	 学級	
区分 地域	全日制	時間制		r	合計
10次			在宅巡回	機関巡回	
ソウル特別市	24	5,187	-	_	5,211
釜山広域市	53	2,639	3	52	2,747
大邱広域市	. –	1,420	26	31	1,477
仁川広域市	23	1,593	1	-	1,617
光州広域市	-	470	-	-	470
大田広域市	18	612	3	-	633
蔚山広域市	63	210	5	9	287
京畿道	61	3,350	147	167	3,725
江原道	56	980	16	-	1,052
忠清北道	210	630	8	222	1,070
忠清南道	60	1,658	52	83	1,853
全羅北道	24	909	7	23	963
全羅南道	_	1,771	29	158	1,958
慶尚北道	-	1,475	-	-	1,731
慶尚南道	28	1,284	64	67	1,696
済州道	_	246	-	-	325
計	620	19,450	361	812	26,815

3) 通常学級

統合教育のためには特殊教育対象者を通常学級に配置しなければならない。しかし 2001年4月、現在特殊教育対象者に選定されて通常学級に配置されている障害のある児童生徒等の数は 表 2・30 の様に幼稚園16人、小学校1,231人、中学校547人、高等学校907人で全体 で2,701人である。通常学級に配置された特殊教育対象者の教育のためには通常学級の教員の特殊教育研修を強化して対象児童生徒に対する個別化教育を実施し、特殊教育対象者が配置された通常学級の学級当たり児童生徒数を下方調整することで担当教員の充実した学級運営を援助しなければならない。このような環境の創成のため、2001年7月7日に改定された教育公務員昇進規定(大統領令第17,292号)第41条第3項第2号項目にある「特殊学校・特殊学級勤務及び特殊教育振興法第2条第6号に規定された統合教育のための学級を直接担当した経歴に対する加算点は選択加算点に当たるので市・道教育監が項目及び点数の基準を決め算定するように規定した。

表2・30 地域別・課程別特殊教育対象者一般学級配置状況

市道	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	合計
幼	-	_	3	-	-	3	-	-	-	-	6	1	-	3	-	-	16
初	168	49	38	-	27	-	-	121	11	101	53	23	112	490	-	38	1, 231
中	276	25	7	-	-	-	12	82	_	59	57	4	-	18	-	7	547
高	288	5	111	3	_	47	8	64	-	156	164	13	31	16	-	1	907
計	732	79	159	3	27	50	20	267	11	316	280	41	143	527	-	46	2, 701

ウ. 障害者アクセシビリティ施設設置

特殊教育対象者の統合教育のためにはまず通常の学校内でこれらのアクセス権を保障しなければならない。このようなアクセス権の保障のために特殊教育振興法第15条第2項に各学校の長は統合教育のための教材・教具、スロープ、手すり、トイレ、机・椅子など障害者アクセシビリティ施設を設置するように規定している。障害者アクセシビリティ施設とは身体的・精神的障害によって社会全般のさまざまな施設を利用するのに多くの困難がある障害者の社会適応に対する不完全を最小化または除去するための機構、施設・設備をいう。すなわち、障害者が活動や移動を行う際、一般の人と全く差がない様に活動できるようにする施設をさし、すべての障害者が持つ社会的不利を人的・物的・社会的資源の活用と協力を通じて、最小化することに必要な施設を総称する。2001年4月現在、特殊学級設置学校の障害者アクセシビリティ施設の設置状況を学校課程別で区分すると表2・31 の様になり、地域別で区分すると表2・32 の様になる。

表2・31 課程別特殊学級設置学校の障害学生便宜施設設置状況

公 协細铂	特殊学級			障害学生便宜	施設設置学校数		
学校課程	設置学校数	エレベータ	スロープ	手すり	障害者用トイレ	点字ブロック	その他
幼稚園	63	1	15	23	30	2	5
初等学校	2, 309	15	472	696	1, 195	50	37
中学校	592	2	127	131	297	6	10
高等学校	76	4	23	16	61	1	1
計	3, 040	22	637	866	1, 583	59	53

表 2・32 地域別特殊学級設置学校の障害学生便宜施設設置状況

	特殊学級			障害学生便宜	施設設置学校数		
市道	設置学校数	エレベータ	スロープ	手すり	障害者用トイレ	点字ブロック	その他
ソウル特別市	419	6	57	34	214	-	1
釜山広域市	286	-	26	28	134	2	6
大邱広域市	138	1	49	29	119	1	_
仁川広域市	141	1	35	12	67	1	_
光州広域市	69	_	12	11	50	0	-
大田広域市	55	2	16	18	19	5	_
蔚山広域市	30	_	-	2	2	-	5
京畿道	341	7	91	112	250	4	8
江原道	191	2	86	131	132	39	-
忠清北道	172	-	64	53	172	-	11
忠清南道	250	_	136	65	89	4	6
全羅北道	160	1	17	160	21	_	0
全羅南道	285	-	10	39	46	1	0
慶尚北道	231	2	18	58	43	1	14
慶尚南道	225	-	11	101	178	_	2
済州道	47	-	9	13	47	1	_
計	3, 040	22	637	866	1, 583	59	53

工. 統合教育担当教員研修拡大

特殊学級の時間制特殊教育を担当する通常学級教員と通常学級に配置された特殊教育対象者を 指導する通常学級の教員、そして特殊学校と通常の学校の統合教育を担当する通常学級の教員は 特殊教育職務研修を優先して履修するように措置している。そして統合教育地域の拡大と長期的 な統合教育担当教員の確保のため、遠隔放送受信局が設置された京畿、慶州、済州、昌原、光州、 仁川地域の幼・初等学校教員を対象に国立特殊教育院から遠隔で60時間以上特殊教育職務研修を 実施している。これにより2001年度に国立特殊教育院で行っている特殊教育職務研修を履修した 通常の学校の校長・教頭・教員は8月現在で555人となる。

3.教育課程運営の効率化

ア、学校教育課程編成・運営の効率化

1998年改訂・告示された第7次特殊学校教育課程(教育部告示第1998 - 11号)の「教育課程の成・運営指針」は市・道教育庁にとって地方の実情に適合した「市・道教育課程編成・運営指針」

を開発・施行するようにしていて、学校にとって国家水準の教育課程と市・道の教育課程編成・運営指針を土台学校の実情に適当な「学校教育課程」を編成・運営するように規定している。そして学校は教育課程の合理的編成と効率的な運営のための特殊学校教員、特殊教育専門家、教育課程専門家、保護者などが参加する「学校教育課程委員会」を構成運営し、この委員会は学校長の教育課程運営及び意思決定に関する諮問の役割を担当するように規定している。そして学校は教育課程を編成・運営するにおいて教員の組職、児童生徒の実態、保護者の要求、地域社会の実情及び教育施設・設備など教育条件と環境が充分に反映するようにしている。これによって2001年4月現在16市・道教育庁は全地域の実情に適切な教育課程編成・運営指針を開発・提示しており、134の特殊学校と3,846の特殊学級は全市・道教育庁の指針によって学校の実情、地域の特性、児童生徒の実態、保護者の意見などを勘案して学校教育課程と学級教育課程を編成・運営している。

イ. 個別化教育の強化

最近の教育の焦点は集団から個人に移ってきている。教育の主体が個人という点で、個人を教育の対象と見るようになったのである。個々の児童生徒の素質の啓発と学習能力の拡大化のためには「適切な教育」が保障されなければならない。このような適切な教育を保障するためには児童生徒一人ひとりの教育を個別の能力に適切に設計しなければならないし、それが最大の効率性を持つように周辺条件を整備しなければならない。このような条件の中で最も重要なのが特定の児童生徒のための個別化教育計画の具体案だ。

特殊教育振興法施行令では第14条第2項に各級・学校では毎年度開始まで児童生徒の個別教育計画を作成するように規定し、学期間に特殊教育対象者の教授 - 学習が効率的に成り立つようにしている。転校や再入学などで特殊教育対象者が学期途中に配置された時には配置された日から30日以内に作成するとしている。この規定により2001年8月現在特殊学校と特殊学級の特殊教育対象者はもちろん、通常学級に配置された特殊教育対象者も個別化教育計画の作成・施行を通じて彼らの教育的要求に適切な教育の提供を受けている。

また、特殊教育振興法施行規則は第9条に各級・学校で個別教育計画を効果的に実施できるようにするため、当該の学校に個別化教育運営委員会を設置・運営するように規定している。この運営委員会は委員長1人を含む5人以上10人以下の委員で構成、委員長は当該学校の長とし、委員会の構成及び運営などに関して必要な事項は当該学校の学則で決めるように規定している。このように2001年8月現在、134特殊学校は全ての児童生徒の個別の教育的要求に適合した教育を提供するため、個別化教育計画運営委員会を設置・運営している。

ウ、職業教育及び転換教育の強化

職業教育は障害の有無を取り去って彼らの学校卒業後の独立的な社会人生活を支援するため、すべての児童生徒にとって重要な課程となる。中等学校卒業後も大学に進学し高等教育を受ける生徒もいれば、 労動市場を通じて就業をする生徒もいる。しかし大学進学も就業もできない生徒は無為に時間を過ごしたり、自信を喪失したり、反社会的行動をとることもありうる。そこで児童生徒が学校生活を行う課程から学校卒業以後の職業生活を準備しなければならないし、それに必要な教育を受けなければならない。 特に中等学校卒業以後、それ以降の教育を受ける機会や職場を得る機会が制限されている障害のある生徒の場合、中等学校教育の課程から学校卒業以後の職場生活を積極的に準備しなければならない。そうでなければ学校卒業以後職場を得ることができずに職場生活のための教育を受けなければならない。このように学校で学校卒業以後職場に移行する課程で集中的に職業生活のために支援を行うのが職業教育である。障害のある生徒の教育課程は彼らの職業リハビリのために必要なすべての支援を提供しなければならない。そうしてこそ特殊教育がその本来の目的である障害のある生徒の統合された社会において独立した自立生活を促進するという課題を成就できるようになる。したがって特殊学校高等学校課程の7次教育課程は視覚・聴覚及び肢体不自由学校の場合、教育課程運営時間の38%以上を知的障害学校は48%~50.%を職業教育に割当するように規定している。この結果2000年度特殊学校高等学校課程の卒業生就業率は表2・33 のように27.2%となっている。

特殊学校の教育課程が生徒の職業教育に多い比重を置いているにもかかわらず、卒業生の就業率が低調になっている。2001年2億4千万ウォンの予算を投入して中・高等学校課程の特殊学校教員を対象で職業教育研修を実施している。この研修課程は 2001年から2004年まで4年間に毎年600人ずつの特殊学校教員を対象とし、障害のある生徒の職業教育に対する理論と実技研修を実施することで特殊学校職業教育担当教員の専門性を伸ばし特殊学校職業教育の内実化をはかることを目的としている。この研修のために2001年度には国庫2億4千万ウォンを支援し、5年間毎年同金額の国庫を支援し9億6千万ウォンの予算を投入する計画にある。特殊学校職業教育担当教員の研修のための具体的な研修支援計画は 表2・34 の通りだ。

表 2・33	2000学年度特殊学校高等部卒業生就職状況	(単位:名/%)
--------	-----------------------	----------

市・道	ソウル	釜山	大邱	仁川	光 州	大田	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	計
卒業生数	440	158	142	113	82	91	62	268	79	118	54	71	76	137	97	24	2, 012
就職者数	107	57	43	61	9	19	8	51	41	4 5	3	22	17	33	31	0	547
就職率	24. 32	36.08	30. 28	53. 98	10. 98	20. 88	12. 90	19. 03	51. 90	38. 14	5, 56	30. 99	22, 37	24. 09	31. 96	0.00	27. 18

表 2・34 特殊学校職業教育担当教師研修支援計画

年度	2001	2002	2003	2004	計
学校数(校)	118	120	120	120	120
研修人員数(名)	560	600	600	600	2, 360
予算(百万ウォン)	240	240	240	240	960

一方、障害のある生徒の生活の質を高めるためには、就業中心職業教育だけでなく、社会の構成員で価値と生きがいを持って生きていけるようにしなければならない。これは職業教育の範囲を広い意味で障害のある生徒が学校で社会人生活への移行課程に必要な支援を受けなければなら

ないという意味である。そのために学校は教育課程に自己決定、独立生活、地域社会参加、余暇 生活など社会人生活に必要な活動や課題などを含まなければならない。したがって特殊学校と特 殊学級は学校教育課程と学級教育課程を編成・運営する課程にこのような内容に重点を置き、特 殊教育対象者が学校卒業以後、うまく社会人生活に切り替られるように支援している。

エ.治療教育の強化

特殊教育には治療教育という教育活動があり通常の教育と特に区別される。特殊教育は心身の障害を 持った障害のある児童生徒等を対象とし、その障害による多様な困難を乗り越え、障害を補い、それに 代えられるように治療教育を提供するという特徴がある。このような特徴を持った治療教育は医学的治 療と教育を組み合わせた教育という意味で障害のある児童生徒等の障害の補填と回復及び能力の伸張を はかる教育活動を意味する。これによって特殊教育振興法は第2条第7項に「治療教育とは障害によって 発生した欠陥を補うこととともに生活機能を回復させる心理治療・言語治療・物理治療・作業治療・聴 能訓練・歩行訓練及び生活適応訓練などの教育活動をいう」と規定している。そして特殊教育振興法施 行規則は第11条に心理治療師、言語治療師、物理治療師、作業治療師など免許証を持つ者を配置するよ うに規定している。しかし2001年4月現在、特殊学校には327人の治療教育教員が配置され特殊教育対象 者の治療教育的要求を支援している実情である。特に第7次特殊学校教育課程は治療教育の活動領域を 言語治療、聴能訓練、物理治療、作業治療、感覚・運動・知覚訓練、心理・行動適応訓練、歩行訓練、 日常生活訓練の8領域で区分し、児童生徒の要求によって選択的に治療教育を提供するように規定して いる。しかし、現在配置された治療教育教員だけでは特殊教育対象者の治療教育的要求を適切に支援す ることができる専門的なプログラムや支援を適切に提供することができないのが現状である。よってす べての特殊教育教員が治療教育の内容及び方法を熟知して特殊教育対象者の治療教育的要求に対応 するように研修活動によって治療教育活動に対する研修を強化している。

オ. 特殊教育担当教員の専門性向上

1) 特殊教育担当教員養成状況

創始期、わが国の特殊教育教員は大学の特殊教育科や資格検定などを通じて養成されてきた。しかし 1992年12月8日教育法の改訂以後、特殊教育教員の養成方法が改善され、以前の初級大学と大学で養成された特殊教育教員が大学及び大学院で養成されるようにその水準が上方修正され、資格検定を通した教員養成は以前と違って準教員の資格証を付与するように規定された。そして大学院(教育大学院を含む)修士課程の場合も基礎資格証、すなわち通常の教員資格証明を必須要件にして特殊教育教員資格証を付与するようにした。これは通常の教育に対する理解を基礎として特殊教育に対する素養を習得して特殊教育が持っている通常の教育との共通性と特殊教育の特殊性という要求を満たすための措置の一つだ。実際特殊教育は通常の教育と分離した特別な教育ではなく、通常の教育との共通性と国民教育の普遍性をもとに障害のある児童生徒等の特性を反映した特殊教育の特殊性を基礎としなければならない。そのため大学院修士課程での特殊教育教員養成は通常の教員資格証の所持を必要とするようになったのである。2001年4月現在、特殊教育教員養成課程の設置された大学は全18大学で、5大学は師範大学、残

りは教職課程と認められた大学である。この大学の中で幼児特殊教員を養成する大学が4校、小学校特殊教員を養成する大学が11校、中等特殊教員を養成する大学が5校、特殊体育教員を養成する大学が3校、治療教育教員を養成する大学が4校、職業教育教員を養成する大学が4校である。2001年度特殊教育教員養成大学の定員状況は 表2・35 の通りだ.

一方、2001年4月現在、特殊教育大学院は3大学院で、その具体的な状況は 表23・6 の通りである。特殊教育関連専攻設置教育大学院は36教育大学院で、その具体的な状況は 表2・37 の通りだ。

表 2・35

特殊教員養成大学定員状況

(単位:名)

	学校名	学科名						
順			幼稚園	初等	战定員 中等	小計	計	
1	江南大学	特殊教育学科	•	40	•	40	40	
2	公州大学		20	60		80	80	
	ナザレ大学	特殊教育学部						
		(幼児特殊教育専攻)	25	•		25		
3		(特殊教育専攻)		25		25	86	
		リハビリ工学科			18	18		
		人間リハビリ学科			18	18		
4	檀国大学	特殊教育科	•	40		40	40	
5	大邱大学	特殊教育学部 (中等特殊教育専攻) (幼児特殊教育専攻) (初等特殊教育専攻) (治療特殊教育専攻) 職業リハビリ学科	25 •	35 30 12	30	30 25 35 30 12	132	
6	釜山大学	特殊教育科		•	20	20	20	
7	順天香大学	特殊教育科		30	•	30	30	
8	ウジョク大学	特殊教育科 幼児特殊教育科	30	30 •	20	50 30	80	
9	麗水大学	特殊教育科		30	•	30	30	
10	竜仁大学	特殊体育学科			12	12	12	
11	梨花女子大学	特殊教育科	•	20	40	60	60	
12	朝鮮大学	特殊教育科		30	•	30	30	
13	昌原大学	特殊教育科		20	•	20	20	
	天安大学	特殊教育科		30	•	30		
14		幼児特殊教育科	20	-			50	
15	韓国体育大学	特殊体育学科		•	9	9	9	
16	カトリック大学	職業リハビリ学専攻		•	12	12	12	
17	大仏大学	物理治療学科		•	12	12	24	
		言語治療学科		•	12	12	21	
18	韓神大学	リハビリ学専攻 特殊体育学科		•	12 40	52	52	
	اد ۸۷		100	307255(125:初・中等併行)		007	007	
	総 計		120			807	807	

設置校	設立別	専攻	入学定員	
公州大学校	国立	特殊教育行政、治療特殊教育、幼児特殊教育、小特殊 教育、中等特殊教育(計5専攻)	60	
檀国大学校	 国大学校 私立 特殊幼児教育、初特殊教育、中等特殊教育、言語治療 教育、物理・作業教育、生理治療教育(計6専攻)		100	
大邱大学	視覚障害教育、聴覚障害教育、精神遅滞教育、肢体不大邱大学 私立 自由教育、幼児特殊教育、治療教育、初特殊教育(計事攻)		100	
計		3校 18専攻	260	

表 2·37 特殊教育関連専攻設置教育大学院状況

(単位:名)

専 攻	教育大学院設置校	
幼児特殊教育(3)	公州大、ウジョク大、釜山大*	
初等特殊教育(7)	公州教大、光州教育大学、大邱教育大、仁川教育 大、晋州教育大、清州教育大、公州大	入学定員
特殊教育(23)	カトリック大、公州大、ナザレ大、釜山大、昌原 大、江南大、大邱大、大仏大、大津大、世宗大、順 天郷大、嶺南大、竜仁大、ウジョク大、梨花女子 大、インジェ大、朝鮮大、ハンセ大、韓国教員大*、 亜洲大*、全州大*、平沢大*、天安大*	は各教院認 学大定 で で で れて
職業特殊教育(1)	業特殊教育(1) カトリック大	
特殊体育(1)	韓国体育大	
特殊教育相談(1)	インハン大*	
計	36校(重複専攻を除く32校)	

[&]quot; * "の学校(7校)は2001年度に特殊教育関連専攻を新設した教育大学院である

2) 特殊教育担当教員現職研修状況

教育基本法第14条第2項では「教員は教育者として持たなければならない品性と資質を向上させるに 努力しなければならない。」と規定している。教育公務員法第38条第1項には「教育公務員はその職責を 遂行するために常に研究と修養に努力しなければならない」と規定していて、教員は高い倫理意識と使命感を持って資質向上のための不断の努力で自己革新を成さなければならない。また、小・中等教育法第21条に規定された教員の資格によると教員の必須条件として専門職として持つべき所定の資格証明を要求している。教職の専門性涵養のための教育は採用前の教育段階でのみ必要ではなく採用後にも続かなければならない。何故ならば専門職としての教職は主に高度の知識と技術的な奉仕を行うことにその特徴があるからだ。現行の特殊教育振興法第23条では特殊教育教員の資質向上のための教育及び研修を定期的に実施することを規定している。

教員研修の種類は「教員等の研修に関する規定」第6条第1項で規定しているように、教育の理論・方法及び職務遂行に必要な能力培養のための職務研修と教員の資格を取得するための資格研修に区分することができる。国内研修と対応して国外研修も実施しており、教員研修機関で実施することができない特殊分野に対しては特殊教育研修機関を指定して実施する指定研修と教員自らが自己研鑽を通じて専門性の伸張を期する自主研修に区分することができる。教員研修教育課程は資格研修課程については教育人的資源部が、「教員資格研修標準教育課程」を作成して各教員研修機関に提示しており、研修機関はこの標準教育課程によって教科別・履修領域別に編成・運営している。職務研修の研修課程と内容は研修課程の開設目的と必要性によって研修センター長あるいは委託受けた機関の長が決めて運営するようにしている。特殊学校(級)教員に対する研修は94年5月16日大統領令第14,264号で国立特殊教育院が設立される前までは別途の研修機関がなく特殊教育教員養成大学に教育を委託して実施しており、一部教員に対する一般研修に限られていた。その後、特殊教育教員に対する研修及び特殊教育専門研究、資料の開発・普及のための専門研究機関である国立特殊教育院が京畿道安山市に開院されるにことにより、特殊教育教員に対する資格研修、職務研修及び補習教育などを実施できるようになった。特殊教育担当教員の各種現職研修実績は表2・38 の通りである。

表 2:38

特殊教育担当教員研修状況

(単位:名)

 種別	研修対象	研修人員							
作里力リ	1月		1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
職務研修(60時間)	特殊学校(級) ·一般学校教師、教頭、奨学官	430	573	1, 189	1, 364	1, 134	1, 033	1, 131	375
職務研修 (16時間)	初·中等特殊学級設置校教頭·校長、特殊学校(級) 教師、特殊教育担当専門職、特殊学校(級) 庶務 責任者、職業担当教師	-	52	82	438	558	841	645	810
資格研修	特殊学校(級) 初・中等資格所持者	190	110	36	30	114	305	207	129
補修教育	一般学校校長、幼稚園教師、理療教師	-	60	7	-	-	-	-	-
国外研修	特殊学校(級) 教師, 本院教授要員	-	-	-	50	28	25	24	23
海外在住韓国人摆制修	中国朝鮮族特殊教育担当者	-	-	_	-	-	_	1	6
計		620	795	1, 314	1, 882	1, 834	2, 204	2,008	1, 343

上記の内容は国立特殊教育院の2001年8月現在までの研修実績である 国外研修は 97~ 98年は一般研修として、99年からは特別研修に変更して実施する

一方、需要者中心の研修のため特殊教育研修機関と研修体制の多様化が模索されている。国立特殊教育

院や各市・道教員研修院で実施する研修以外に、96年から特殊教育教員現職研修機関に承認された大邱 大学、ウジョク大学、檀国大学、梨花女子大学などはもとより、釜山大学、竜仁大学、朝鮮大学校、昌 原大学など特殊教育関連学科がある大学や韓国言語聴覚臨床学会など特殊教育関連学会で多様なテーマ に特性化された現職研修を実施し、需要者である教員が選択的に研修を受けることができる体制が成り 立っている。そして国立特殊教育院を送信局として受信局を設置した慶北、光州、済州、仁川及び慶南 地域の特殊教員及び通常の教員、保護者を対象にした遠隔研修60時間以上の職務研修及び16時間の職務 研修、教員及び保護者対象の非公式研修)を運営している。2001年からソウルと大邱地域が追加で受信局 に選定され機器を設置している。そして特殊教育研修機会の拡大のために研修対象者を特殊学校(級) 教 員はもちろん特殊教育関連専門職、職業教育担当教員、治療教育教員、保護者などに拡大させている。 2001年度には国立特殊教育院では60時間以上の12課程(遠隔研修含み)と16時間以上の5課程の職務研修を 実施しており、2課程の資格研修と特殊学校(級)教員及び専門職から対象者を選抜した特別研修(アメリカ、 オーストラリアなど)を実施している。各市・道教育研修センターで実施する研修では釜山教育研修セン ターが特殊学校(級) 教員を対象に60時間の職務研修を実施し、ソウル教育研修センター、忠南教育研修 センター、公州大学教員研修センターが特殊教員(中等) 1級資格研修を実施している。また、すべての 市・道教育研修センターで実施する各種研修プログラムでは特殊教育関連講座を編成し通常の学校教員 に特殊教育素養向上のために努力している。

力. 特殊教育研究強化

特殊教育は障害のある児童生徒等の特性に適合した教育課程、教育方法及び教育メディアなどに対する研究を必要とする。特に、障害のある児童生徒等は通常学級の児童生徒とは違う独特の教育的要求を持っていてこれらの要求に適合した教育課程、教育方法及び教育メディアなどが開発されてこそ教育を効率的に遂行することができる。特殊教育振興法第3条では特殊教育の内容及び方法の研究・改善、特殊教育に必要な教材・教具の研究・開発及び普及、特殊教育支援体制の研究・改善などを国家及び地方自治体の任務と規定し、それに必要な経費を優先的に支給するように規定している。そのため特殊教育研究は国家及び地方自治体によって特殊教育の質を向上することができる教育課程、教育方法及び教育メディアなどを中心に遂行されなければならない。これまで特殊教育研究は注目に値する発展を成してきた。特殊学校教育課程の制定及び改訂、特殊学校教科書及び教員用指導書の研究・開発、特殊学校施設・設備及び教具・設備基準の制定、特殊学校機標準教育費適正規模の研究など多くの研究が成り立った。このような研究は以前から特殊教育科が設置されいた大学とこれらの大学の附属研究所などに必要な時に委託・遂行されてきたため、研究の一貫性と体系性を維持しにくい点があった。そこで1994年政府は国立特殊教育院を開院し、特殊教育研究業務を専門的に遂行するようにした結果、研究の一貫性と体系性を確保し現場の要求に適合した研究が遂行できるようになった。2000年度の国立特殊教育院の研究及び学術会推進実績は表2・39、表2・40の通りだ。

表 2・39

国立特殊教育院の研究実績

基礎研究	教授-学習資料	学術及び広報	計
○障害幼児家族支援方案研究			
1,100部			
○特殊教育ビジョン 2020			
4,500部	○Webを通した発達障害学生生活		
○特殊学校の再構造化方案	適応訓練プログラム 500部	○特殊教育事例研究 5,000部	
700部	○発達障害学生理科指導プログラ	○特殊教育教育課程研究(実態	
○特殊学校裁量活動教育課程	ム−物体と物質 4,500部	報告)	15種
の編成と運営 500部	○三校の統合教育運営事例 4,500	○特殊教育研究 500部	49,800部
○特殊学校専攻と運営改善法	部	○現場特殊教育第7冊(1~6号)	
案研究 500部	○視覚障害学生の教科指導のため	27,000部	
○特殊学校特別活動教育課程	の情報メディア活用 500部		
の編成と運営 500部			
○特殊学級教育課程の編成と			
運営 4,500部			

表 2・40

特殊教育学術会開催推進実績

兴华人女	主題名	対象	資料	参加
学術会名	土超石	刘承	発刊	人数
		特殊学校(級)校長・教	350部	
○国内セミナー	○特殊学校の再構造化方案	頭・教師		305名
○国際セミナー		教育人的資源部, 市・道	350部	
○特殊学校長ワークショップ	○障害学生の学校で社会への転換方案	特殊視学官、関連専門家	200部	316名
○特殊教育専門職ワーク	○創造的知識基盤社会を備えた特殊教	"		150名
ショップ	育の方向	. "	300部	
○英文ニュースレター	○地域社会中心の統合教育活性化方案	在外韓国公館、外国大使		249名
		館、国際協力機関	500部	

1) 特殊教育研究・開発の強化

21世紀の時代的要求と状況に適合した特殊教育の実現のためには過去に堅持してきた思考の枠組を抜け出さなければならない。20世紀特殊教育を支配して来た枠組は特殊学校と特殊学級という分離教育だったが、新しい時代の枠組は統合教育である。障害のある児童生徒等の教育目標が学校卒業以後社会的統合である以上、教育の課程から通常学級の児童生徒と統合された場面で教育を受けなければならない。したがって21世紀の韓国特殊教育の新しい姿のための努力の結果を分析し、明日の新しい特殊教育がどんな姿であるべきか、そのビジョンを提示する研究とともに、現在の実際を漸進的に改善して行くことができる方案を研究していかなければならない。また、障害のある児童生徒等のための教授・学習資料の開発も教授・学習の質向上のために持続的に行われなければならない。このため2001年8月現在「特殊教育発展中・長期総合対策樹立のための政策研究」を推進している。この研究は1996年に用意された「特殊教育発展方案(1997~2001)」の後続事業であり、障害のある児童生徒等に適切な教育機会を提供し、効率的な国家人的資源開発・管理体制の基本枠組を構築するために遂行される特別政策研究課題である。就学前特殊教育体制の構築、初・中等学校教育の改善と内実化、中等以後の教育の支援、国立特殊教育院の機能強化、特殊教育情報化支援、省庁間協力支援体制構築などを主要内容にし、2002年からわが国

の特殊教育の発展に寄与する政策を開発している。この研究課題の開発が終わる今年以後、わが国の特殊教育は以前とは違う新しい姿で発展して行くようになるであろう。この研究の他に2001年8月現在、特殊教育の発展と特殊教育対象者の教育権と学習権保障のため、国立特殊教育院で推進している特殊教育基礎研究と教授・学習資料の開発内容は 表2・41、表2・42 の通りだ。そして2001年度国立特殊教育院で推進している特殊教育の情報提供、統合教育の条件改善及び韓国特殊教育の位相向上を目標とした特殊教育セミナー、ワークショップ、特殊教育情報及び広報誌発刊、論文集3種、国際交流協力5回などの特殊教育学術及び広報活動事業は 表2・43 の通りである。

表 2・41

特殊教育基礎研究推進内容

(単位:部/千ウォン)

順	研究課題名	発刊部数	予算額
1	障害学生出現率の調査研究(特殊教育要求児童中心に)	1,000	200,000
2	障害者生涯教育協力体制構築方案研究	700	7, 016
3	障害幼児早期発見及び診断・評価方案研究	700	7, 906
4	中等特殊学級運営改善方案研究	4, 500	17, 866
5	特殊教育情報化体制構築方案研究	700	7, 756
6	自閉症学生のための学校中心統合教育課程の編成と運営方案	700	7, 781
総計		8, 300	248, 325

表 2・42 特殊教育教授 - 学習資料開発推進内容

(単位:部/千ウォン)

順	教授-学習資料名	発刊部数	予算額
1	韓国型個人知能検査開発基礎研究(2/2次)	700	27, 912
2	障害学生の統合のための初等社会科教授-学習支援プログラム 開発研究	3, 200	17, 966
3	自閉症学生の理科指導資料開発研究(2/3年次)	700	9, 156
4	精神遅滞学生理科指導資料開発研究	500	17, 049
5	障害学生転換課程支援モデル及び資料開発研究(1/2年次)	6,000	99, 750
総計		11, 100	171, 833

(単位:部/名)

			1 = 1 AI A .
順	特殊教育学術広報事業名	発刊予定部数	参加人員
1	国際セミナー	350	300
2	国内セミナー	350	300
3	特殊学校長ワークショップ	350	150
4	特殊教育専門職ワークショップ	350	200
5	統合教育運営事例発表大会	500	300
6	「協力研究委員協議会運営及び特殊教育事例研究」論文集発刊	700	
7	「特殊教育研究」論文集発刊	700	
8	「特殊教育教育課程研究」論文集発刊	700	
9	「現場特殊教育」発刊	27, 000	
10	「英文ニュースレター」発刊	500	
11	特殊教育国際交流		2回(3)
12	特殊教育国際会議参加		3回(6)
13	特殊教育専門要員養成		2
総計		31, 500	1, 261

2) 協力研究体制の構築

21世紀知識情報化社会は国際間の競争とともに協力を促進することにその特徴がある。このため国内・外関連機関と特殊教育研究のための交流協力体制の構築を必要とする。これらを通じてわが国の位相を向上し、特殊教育の質的改善をはかっていくことができる。国立特殊教育院は特殊教育の国際交流協力のために、95年11月の日本国立特殊教育総合研究所を最初に、オーストラリアクィーンズランド大学特殊教育研究センター、米国カリフォルニア州立大学校転換教育研究所と交流協定を締結し、国際交流協力を強化している。その推進実績は表2・44の通りだ。

表 2・44 特殊教育国際交流協力推進実績

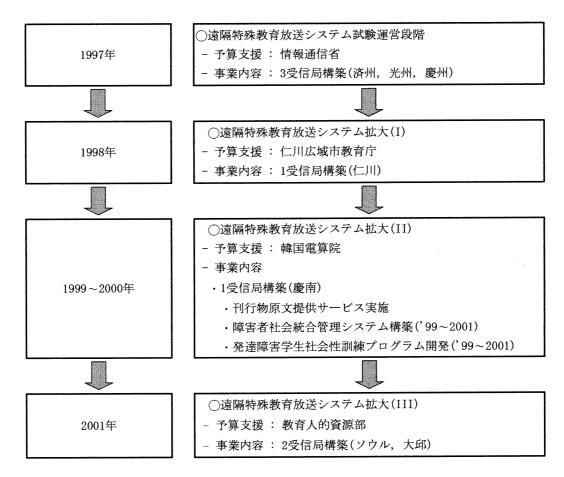
区分	19	1995		996		1997		1998		999	2000		/#: +r.
四	招聘	訪問	招聘	訪問	招聘	訪問	招聘	訪問	招聘	訪問	招聘	訪問	備考
	(1回1人)	(1回2人) オースト ラリア		フィンラ ンド (1回2人) 日本 (2回6人)	ドイツ		アメリカ (1回1人)	(2回3人) 日本	オースト ラリア (1回1人)	オースト ラリア (1回3人) 日本 (1回1人)	アメリカ (1回1人) 日本 (1回2人) オースト ラリア (1回2人)	ドイツ・ イギリス (1回3人) 日本 (1回1人)	・国際 計 中

キ. 障害者教育福祉情報センター設置・運営

1) 障害者教育福祉情報センター設置・運営状況

障害者と共に生きる福祉社会に向け、情報化基盤構築を通じて障害者の生活の質を高め、いつ、どこででも、誰でも時間と空間の制約を超え、必要とする情報の提供を得ることができる情報センターを国立特殊教育院内に設置、運営している。このセンターは国立特殊教育院を送信局に、仁川、光州、慶北、済州、慶南地域に受信局を設置し、超高速通信網を利用した遠隔特殊教育放送を実施するとともにインターネットを通じて特殊教育科障害者の福祉・リハビリなどに関する情報を提供している。このセンターは教育人的資源部の「共に生きる福祉社会に向けた特殊教育発展方案」(96.12)と保健福祉部、教育人的資源部、労動部の「障害者福祉発展 5ヶ年計画」(97.12.11)により、障害者教育関連情報を総合的・体系的に収集・管理・提供することで、障害者障害教育・福祉を具現化し、省庁間及び関連機関間の治療・教育・雇用・保護に関する情報を共有するために設置された。年度別運営状況は 表2・45 の通りである。

表 2・45 障害者教育福祉情報センター年度別運営状況



2) 障害者教育福祉情報センター運営実績

障害者教育福祉情報センターは週2~3回の遠隔特殊教育放送を通じて遠隔特殊教育研修と相談を提供している。インターネットを通じて各種特殊教育、障害者福祉及びリハビリ関連情報を提供、情報メディアを制作して特殊教育関連機関に配布している。具体的な遠隔特殊教育放送実績は 表2・46、インターネット運営実績は 表2・47、情報メディア開発は 表2・48 の通りである。

表 2・46

遠隔特殊教育放送実績

		総時間	放	送研脩	参加局数	(人)		
年度	年度 使用回数		小計	学生	保護者	教師 及び 教育専門職	放送期間	備考
'97	44	90	3, 733	30	69	3, 634	'97. 6. 1 ~'97. 12. 31	教養研修
'98	81	117	3, 051	40	60	2, 951	'98, 2, 13~'98, 12, 31	教養・職務研修
'99	50	185	2, 182	128	187	1, 705	'99. 3. 1 ~'99. 12. 31	教養・職務・一般研修
2000	45	130	864	60	513	291	'00, 3, 21~'00, 12, 31	教養・職務研修
2001	120	239	3, 324	2, 196	463	665	'01.3.1 ~'01.12.31	放送、教養、職務研修
総計	340	761	13, 154	2, 454	1, 292	9, 246		

表 2・47

インターネット運営実績

区分	対象	搭載内容		搭載量	ţ	備考	
—————————————————————————————————————	八 3	3合戦73台	年度	種	件	7/用 45	
	障害学生	-特殊教育院紹介	' 98	51	1, 133	2000.1月から	
インターネット (www. kise. or. kr)	教師 親 特殊教育関連者	-特殊教育資料	, 99	51	2, 295	ホームページ	
		-障害関連総合情報	2000	9	12,000	再構築運営	
	一般用	-障害関連情報 等	2001	9	971		

表 2・48

情報メディア開発実績

年度	主題	開発形態	開発期間	普及数	備考
1999	障害学生社会統合管理シ ステム	Web, DB	2001年まで	自己報告	2001年まで 継続事業
2000	Webを利用した自閉症学生 生活訓練プログラム	Web、 報告書、CD	1年	報告書 500部 CD 500set	
2001	Webを利用した自閉症学生 生活訓練プログラム	Web、CD	1年	700部	

4. 特殊教育支援体制強化

ア、特殊教育行政・財政支援状況

特殊教育は障害のある児童生徒等の個々の要求に適合した教育内容を構成し、その特性に適当な方法で教育するのが特徴である。したがって特殊教育行政組職も人事、財政、施設、奨学、研究、評価など各分野にわたり障害類型と程度によって特殊教育資料、教授技術、特別施設などを支援・造成すること

ができる行政の専門性と特性が維持されなければならない。そのためには専門家が配置されなければならないし、財政支援も十分でなければならない。

1) 特殊教育支援体制

障害のある児童生徒等の教育のための教育人的資源部の組職については96年7月の教育省職制改訂時に幼児・特殊教育担当官を幼児教育担当官と特殊教育担当官に拡大・改編するとともに特殊教育担当官を奨学官に補するようにした。その後98年3月、特殊教育担当官を特殊教育政策課に改編し特殊教育の政策業務を担当するようにした。しかしわずか1年余り後の1999年5月教育省の構造改革により特殊教育政策科は学校政策室内の幼児・特殊教育科に統合され、2001年教育人的資源部のスタートで教育自治支援局内の特殊教育保健課に改編された。特殊教育政策課の設置によりこれまで各課で分散・処理されてきた特殊教育業務を統合して特殊教育行政の専門性を高め、効率的な業務推進のためにつくしてきたことにある程度支障をきたすようになってしまった。それだけでなく専門人材の不足によりその機能を適切に遂行することができないという問題も生じている。

地方自治制度の実施とともに1991年3月8日付けで制定・公布された「地方教育自治に関する法律」第2条により市・道教育庁に特殊教育担当奨学官と視学を配置することで係単位の特殊教育行政組職を確保できるようになった。1998年まで9市・道教育庁にだけ特殊教育担当奨学官が配置されており、その外の7市・道には担当視学だけ配置されていた。全国180地域教育庁には44人の特殊教育担当視学だけが配置されていた。しかし現在は16市・道教育庁に特殊教育担当奨学官が配置され、全国180地域教育庁に特殊教育担当 製学官が配置され、180地域教育庁に特殊教育担当 奨学官が配置され、180地域教育庁に特殊教育担当 奨学官が配置され、180地域教育庁に特殊教育担当 奨学官が配置され、180地域教育庁に特殊教育担当 奨学官が配置され、180地域教育庁に特殊教育担当 奨学官が配置され、180地域教育庁に特殊教育担当 奨学官が配置され、180地域教育庁に特殊教育担当

しかし、16名の市・道教育庁特殊教育担当奨学官中8人、180名の地域教育庁特殊教育担当奨学官中68名だけが特殊教育の専攻者で配置されており、依然として専門担当者が不足し、その役割を正しく遂行できていないのが実情である。また、特殊教育振興法は第4条に特殊教育対象者の適切な教育環境配置を保障し、特殊教育発展計画を審議して、特殊教育現場などを支援する機構で教育人的資源部に中央特殊教育運営委員会、市・道教育庁に市・道特殊教育運営委員会、市・郡・旧教育庁に市・郡・旧特殊教育運営委員会を設置・運営するように規定している。これによって2001年4月現在中央の教育人的資源部と全国16市・道教育庁及び180市・郡・旧教育庁に特殊教育運営委員会が設置・運営されているが、同委員会の制限的な性格によりその運営が活性化できずその任務を十分遂行することができないのが実情である。したがって2001年から特殊教育運営委員会の機能を補って特殊教育対象者に対する支援を拡大・提供するために地域教育庁別で特殊教育支援センターをモデル的に設置・運営している。

地域教育庁特殊教育支援センターは特殊教育対象者の選定配置、特殊教育対象者の教授学習支援、地域内特殊教育関連サービス機関との協力体制構築、特殊教育相談、地域社会障害者及び障害のある幼児児童生徒の家族支援、統合教育支援、特殊教育に関する情報収集及び提供などの機能を通じて特殊教育対象者に対する支援を拡大提供するのに目的を置いている。現在特殊学級に配置された特殊教育対象者や通常学級に配置された特殊教育対象者は治療教育と職業教育など心身の障害によって要求される特別なサービスを充分に提供受けることができないのが実情である。そこで地域特殊教育支援センターの設置・運営を通じてこれらに対する支援を拡大して行く計画である。2001年度6月現在地域別で設置・運営されている

特殊教育支援センターの設置状況は 表2・49 の通りで、地域別設置状況は 表2・50 の通りである。

表 2・49

特殊教育支援センター設置状況

(単位:箇所)

市道	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	計
設置数	5	1	1	6	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	26

表 2・50

特殊教育支援センター設置状況

市・道	設置数	設置単位	設置場所
ソウル特別市	5	市教育庁	特殊学校
釜山広域市	1	"	"
大邱広域市	1	n	"
仁川広域市	6	地域教育庁	地域教育庁(4) 特殊学校(2)
光州広域市	1	"	地域教育庁
大田広域市	1	n	地域教育庁
蔚 山広域市	1	市教育庁	特殊学級
京畿道	1	道教育庁	特殊学校
江原道	1	"	n,
忠清北道	1	地域教育庁	地域教育庁
忠清南道	1	道教育庁	特殊学校
全羅北道	1	"	"
全羅南道	2	地域教育庁	地域教育庁(1) 特殊学校(1)
慶尚北道	1	道教育庁	特殊学校
慶尚南道	1	地域教育庁	地域教育庁
済州道	1	道教育庁	特殊学校
計	26	市·道 10, 地域 6	地域教育庁 9, 特殊学校 16, 特殊学級 1

2) 特殊教育財政支援

特殊教育はマイナリティを対象にする教育であり、まず予算の対象にしなければならない分野である。外国の場合、特殊教育に対する予算を国家の教育福祉水準を見積る尺度とし、これに対する予算を継続拡大している。しかしわが国の場合、教育人的資源部予算対応特殊教育費は 表2・51 の様に 95年1.8%、96年1.5%、97年1.6%、98年1.9%、99年1.8%、2000年1.8%、2001年2.0%となっている。

表 2・51 教育人的資源部予算における特殊教育費

(単位:千ウォン)

年度	教育人的資源部予算	特殊教育費	割合(%)
1995	12, 495, 810, 267	224, 006, 328	1.8
1996	15, 565, 216, 500	238, 102, 827	1.5
1997	18, 287, 608, 665	298, 596, 440	1.6
1998	18, 127, 837, 527	337, 070, 063	1.9
1999	17, 456, 265, 000	315, 782, 768	1.8
2000	19, 172, 027, 020	340, 225, 173	1.8
2001	20, 049, 279, 000	406, 310, 075	2. 0

心身に障害を持った特殊教育対象者はその障害により通常学級の児童生徒より多くの教育費を必要とする。特殊教育対象者は通常学級の児童生徒が学習する教科教育も受けなければならないし、その外に障害の矯正や補償のための治療教育も受けなければならない。それだけでなく特殊教育対象者は通常学級の児童生徒が利用する教材・教具以外に特別な教材・教具の提供も受けなければならない。従って特殊教育対象者の教育費は通常学級の児童生徒の教育費より多く支援されなければならない。従って特殊教育対象者の教育費は通常学級の児童生徒の教育費より多く支援されなければならない。わが国の場合特殊教育対象者1人当り特殊教育費は1998年まで継続して増加していたが、1999年からは減少している。その具体的な内容は表2・52 のように1995年4,217千ウォン,1996年4,965千ウォン、1997年6,209千ウォン、1998年6,947千ウォン、1999年6,282千ウォン、2000年6,216千ウォン、2001年7,916千ウォンとなっている。

表 2・52 特殊教育対象者1人当りの特殊教育費

(単位:千ウォン)

年度	教育人的資源部予算内特殊教育費	受益学生数	1人当りの特殊教育費
1995	224, 006, 328	53, 117	4, 217
1996	238, 102, 827	47, 947	4, 965
1997	298, 596, 440	48, 089	6, 209
1998	337, 070, 063	48, 518	6, 947
1999	315, 782, 768	50, 269	6, 282
2000	340, 225, 173	54, 732	6, 216
2001	406, 310, 075	51, 330	7, 916

私立特殊学校は委託教育機関であり、教員人件費と学校運営費の大部分について国庫や地方費を補助を受けている。これは特殊教育振興法第5条を根拠にし、初等学校及び中学校課程は義務教育、幼稚園・高等学校課程は無償教育とされ、国・公・私立特殊学校に対する支援は全て等しい水準となっている。また、2001年からはこれまで国庫から支給されていた私立特殊学校の施設援助費が全て地方費から支援された点が特徴である。1995年から2001年まで私立特殊学校に対する国庫及び地方費支援状況は 表2・53 の通りだ。

(単位:千ウォン)

医分 年度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
国庫	2, 184, 000	1, 850, 000	1, 991, 088	2, 157, 500	1, 368, 000	1, 368, 000	_
地方費	62, 162, 551	68, 171, 256	93, 094, 216	98, 337, 880	98, 974, 212	113, 982, 365	128, 113, 809
合計	64, 346, 551	70, 021, 256	95, 085, 304	100, 495, 380	100, 342, 212	115, 350, 365	128, 113, 809

表2・53 の様に1995年度を基準にした私立特殊学校に対する財政支援状況は継続増加し、1998年には1.56倍に増加している。1999年にはわずかに減少したが、2000年からまた増加している。このような支援額の増加は私立特殊学校教員の増員、学級の自然増によって人件費支援が増えたほか、設備増設による運営費を支援している状況を表わしている。

イ特殊学校施設・設備

特殊学校は障害の程度が重く通常学級や特殊学級への統合教育が不可能で特殊学校での教育がより效率的であると考えられる重度・重複障害児を教育するために設立された学校である。したがって障害の特性による施設・設備の基準は通常の学校施設・設備基準と異なり、障害による学習欠陥を補強するための別途の治療教育用教具を必要とする。

1) 基本施設状況

特殊学校施設・設備基準令(大統領令第13,736号)では特殊学校の校地について基準面積を12学級までは4,000平方メートルとし、12学級から24学級まではそれを超える1学級当たり300平方メートルとし、24学級以上の場合は1学級当たり200平方メートルを加算した面積と規定している(第2条)。そして特殊学校は職業指導訓練による動物飼育及び植物栽培のために必要な場合には実習地を置かなければならないと規定している(第3条)。特殊学校の校舎に置く施設の種類は普通教室、特別教室、視聴覚教室、図書室、相談室、職業指導・訓練室、治療教育室、管理用各室、保健衛生及びアクセシビリティ施設、遊戯室などとし(第4条)、特殊教育対象者の通学便宜のために寮または通学用バスを運行しなければならないとしている。また施設の環境は学習と生活に差し支えがない照度・温度及び防音が維持されるように設置しなければならない(第5条および第6条)。

このような基準によって設立・運営されている全国134特殊学校は2001年4月現在校地の総面積が1,494,781㎡で、1校当たり平均11,155㎡となり、児童生徒1人当り平均61.3㎡となっている。校地の中で校舎を除いた運動場の総面積は506,854㎡であり、1校当たり平均は3,782.5㎡、児童生徒1人当り平均は20.8㎡となる。全国特殊学校の校地状況は 表2・54 の通りである。

特殊学校校地状況

(単位:m²)

				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
区分	計	国立	公立	私立
敷地	987, 927	66, 173	344, 149	577, 605
運動場	506, 854	24, 358	221, 902	260, 594
合計	1, 494, 781	90, 531	566, 051	838, 199

資料:教育人的資源部·韓国教育開発院(2001).教育統計年報,

特殊学校の教員用途別面積を教授/学習スペース、管理/支援スペース、体育/集会スペース、保健/衛生スペース、給食施設、寮・社宅スペースなどで区分すると教授/学習スペースは260,692㎡、管理/支援スペース44,612㎡、体育/集会スペース31,390㎡、保健/衛生スペース34,499㎡、給食施設27,727㎡、寮・社宅スペース30,513㎡などとなっている。具体的な特殊学校教員用途別面積状況は表2・55 の通りだ。

表 2・55

特殊学校教育用途別面積状況

(単位:m²)

				V	(千四・川)
区分	区分		国立	公立	私立
総計		650, 692	54, 486	276, 300	319, 906
教授学習スク	ペース	260, 933	15, 775	111, 447	133, 711
管理/支援ス	ペース	44, 612	3, 401	16, 159	25, 052
体育/集会ス	ペース	31, 390	5, 346	13, 783	12, 261
保健衛生スペ	保健衛生スペース		2, 780	15, 992	15, 727
	厨房	7, 754	510	3, 812	3, 432
給食施設	食堂	19, 973	1, 619	9, 525	8, 829
	計	27, 727	2, 129	13, 337	12, 261
寄宿舎 社宅スペース		30, 513	7, 357	10, 503	12, 653
その他		18, 606	1, 967	7, 060	9, 579
共有面积	責	202, 412	15, 731	88, 019	98, 662

資料:教育人的資源部·韓国教育開発院(2001).教育統計年報,

2) 冷暖房面積状況

特殊学校の中で暖房できない面積は140,483㎡で、セントラルヒーティングの面積は 284,208㎡であり、個別暖房の場合でガス利用による暖房を行う面積が63,923㎡、油類の利用によって暖房行う面積が132,648㎡、炭類を利用して暖房する面積が132㎡、一般電力を利用して暖房する面積が2,580㎡、深夜電力を利用して暖房する面積が21,569㎡となり、暖房のために油類を使う面積が著しく多い。また、冷房できる面積は76,914㎡で冷房施設が設置されていない学校が多いのが実情である。

具体的な特殊学校の冷暖房面積状況は 表2・56 の通りである。

表 2・56

特殊学校冷暖房面積状況

(単位:m³)

区分		計	国立	公立	私立
	ガス	63, 923	8,878	26, 114	28, 931
	油類	132, 648	2, 237	52, 361	78, 050
個別暖房	炭類	132	_	-	132
個別吸方	一般電気	2, 580	12	322	2, 246
	深夜電気	21, 569	-	6, 322	15, 247
	計	220, 852	11, 127	85, 119	124, 606
非暖房部屋		140, 483	459	48, 103	91, 921
セントラルヒーティング		284, 208	42, 900	142, 173	99, 135
冷房		76, 914	14, 098	37, 749	25, 067

資料:教育人的資源部·韓国教育開発院(2001)教育統計年報.

3) エネルギー使用状況

特殊学校のエネルギー使用状況については大部分が一般電力を使っており、その他集団エネルギー、ガス、油類を多く使用している。水は上水道を多く使用している。2001年全国134の特殊学校のエネルギー使用状況は 表2・57 の通りだ。

表 2・57

特殊学校エネルギー使用状況

区分		計	国立	公立	私立
電 左	一般電力(KW)	8, 753, 117	862, 588	3, 188, 955	4, 701, 574
電気	深夜電力(KW)	1, 153, 641	_	622, 600	531, 041
	ガス(m²)	894, 978	408, 691	215, 478	270, 809
その他	油類(m²)	62, 062	3, 051	4, 689	54, 322
て V)IIL	炭類(トン)	_	_	_	_
	集団エネルギー(m²)	65, 107	_	9, 902	55, 205
水	上水道(トン)	458, 108	72, 163	137, 088	248, 857
	地下水(トン)	248, 906	_	59, 497	189, 409

資料:教育人的資源部・韓国教育開発院(2001).教育統計年報.

4) 主要教具状況

特殊学校では児童生徒の治療教育及び障害改善のため、聴能訓練機、録音機、歩行訓練台などの

教具は基準より多く保有しているが、直観用机、超音波治療機、超短波治療機などの保有量は基準に達していないのが現状である。特殊学校主要教具の保有状況は 表2・58 の通りだ。

表 2・58

特殊学校主要校具状況

区分	区分		国立	公立	私立
直観用机	基準数	340	_	99	241
——————————————————————————————————————	保有数	336	_	41	295
聴能訓練機	基準数	181	8	46	127
40.16.0/1/9X1/X	保有数	146	8	55	83
録音機	基準数	1, 161	92	465	604
兴 村 7及	保有数	1, 711	111	736	864
手指訓練台	基準数	76	1	33	42
1.1月前小水 口	保有数	72	1	28	43
歩行訓練台	基準数	92	1	43	48
少11 訓漱口	保有数	117	1	49	67
超音波治療機	基準数	77	9	21	47
四日仅10次1次	保有数	68	9	15	44
超短波治療機	基準数	52	2	16	34
四位似们东陇	保有数	45	8	10	27

資料:教育人的資源部・韓国教育開発院(2001)教育統計年報,

ウ、特殊学校教員勤務条件改善

1) 特殊教育担当教員優待状況

ア) 号俸優待

2000年1月8日に改定された公務員補修規定(大統領令第16,689号) [別表23]では、特殊学校に勤める教員及び通常の学校の特殊学級を担当する教員の内特殊学校教員資格証を持つ者で師範係大学修学年限が2年以上の者は加算研修を2年としている。

イ) 昇進時加算点附与

2001年7月7日改定された教育公務員昇進規定(大統領令第17,292号)は第41条に特殊学校に勤めるとか特殊学級または統合教育のための学級を直接担当した経歴に対しては選択加算点を付与するように規定している。したがって2002年1月1日から名簿作成権者である市・道教育監が決める評定対象の範囲及び評定点によって特殊学校勤務経歴、特殊学級担当経歴及び特殊教育対象者が配置された統合学級を担当した場合にも加算点を受けることができるようになった。

ウ) 特別手当支給

公務員手当規定[別表11]の2により、特殊学校に勤める教員と特殊学級を担当する教員には特別手

当として50,000ウォンを支給するようになっている。特別手当と給料間の対応結果は 表2・59 の 通りで、教員特別手当の支給内容を引上時期別に表すと 表2・60 の通りだ。

表 2・59

特別手当と俸給間の対応

(単位:ウォン)

区分	1976	1991	1994	1995	1996
初任給料/%	61,000/49.2	279, 500/ 10. 7	458, 000/ 6.6	498, 500/ 10.0	545,000/ 0.9

表 2・60

引上時期特別手当引上内訳

(単位:月/ウォン)

日付け	内容		支給額	
1000 0 07	特殊学校勤務手当新設	校長	教頭	教師
1968. 2. 27	(特殊学校勤務教員)	5,000	4,000	3,000
1972. 4. 1	支給額引上	5, 800	4,600	3, 500
1973. 2. 7	支給額引上	32.000	23, 000	16, 500
1976. 11. 29	支給額引上	40,000	30, 000	30,000
1978. 1. 27	特殊学校教員特別手当支給対象 : 特殊学級担当教員追加			追加
1995. 1. 1	支給額引上	50,000	50, 000	50,000

Ⅲ.今後の特殊教育推進計画

1. 障害幼児の早期教育機会の拡大

障害幼児の障害を最大に予防・減少させ、2次障害を予防するための 障害の早期発見、診断・評価 及び教育体制の構築

障害幼児の早期統合教育の活性化のための幼児特殊教育機関の新・増設及び通常学級配置の拡大

障害幼児の教育の質の向上のために幼児特殊教育機関に幼児特殊教育 専攻教員及び治療教育担当教員配置の拡大

ア. 推進目的

- 障害の早期発見, 早期統合教育, 教育施設・設備の拡充など障害幼児の早期教育機会拡大のため の多様な教育対策の用意
- 障害幼児の全員就学及び適切な教育的サービスの提供

イ, 主要内容

- 障害幼児の早期診断・教育のための保健福祉部との協調体制構築及び定期的な実務者協議体構成・運営
- 障害幼児の統合教育基盤の構成及び幼児特殊教育機関の拡大
- 幼児特殊教育専攻教員及び治療教育担当教員配置の拡大
- 障害幼児の早期診断・教育プログラムの開発・普及

ウ. 推進計画

- 障害幼児の早期診断・教育などを体系的に管理することができる教育人的資源部と保健福祉部間の定期的な実務協議体の組織・運営
- 幼児特殊教育機関増設
 - 2004年まで幼稚園課程特殊学校5校、幼稚特殊学級180学級

幼児特殊教育機関増設計画

(単位:校、学級、億ウォン)

年度	2002	2003	2004	計
幼稚特殊学校	2	2	1	5
(所要予算)	(100)	(100)	(50)	(250)
幼稚特殊学級	55	55	70	180
(所要予算)	(41. 8)	(41. 8)	(53. 2)	(136. 8)
計(所要予算)	2校 55学級 (141.8)	2校 55学級 (141.8)	1校 70学級 (103.2)	5校 180学級 (386.8)

- 幼児特殊教育専攻教員及び治療教育担当教員配置拡大
- 障害幼児の早期診断・教育プログラムの開発・普及(国立特殊教育院)

2.特殊教育対象者の障害種別と程度に適合した教育機会の提供

特殊教育対象者の障害類型と程度に適合した教育機会提供のために2003年まで特殊学校5校新設及び特殊学級985学級増設障害者の高等教育水準の継続的職業教育機会の提供及び社会福祉専門担当者需要に対応するために2002年3月「韓国リハビリ福祉大学」開校

ア. 推進目的

- 特殊教育対象者の障害類型と程度に適合した教育機会を提供した障害のある児童生徒等に適切な 教育的サービス提供
- 障害者に高等教育水準の継続的職業教育機会提供
- 急増するリハビリ・社会福祉専門人材の需要に効果的に対処し、障害者と一般人の統合教育による社会適応力向上及び社会統合の具現化

イ. 主要内容

- 特殊教育機関設置拡大
- 障害者高等教育機会の拡大及び中堅技術職者の育成

ウ. 推進計画

- 特殊教育機会拡大のための特殊教育機関設置拡大
 - 2003年までに特殊学校5校, 特殊学級985学級増設

表 3・62

特殊教育機関設置計画

(単位:校、学級、億ウォン)

=	年度	2001	2002	2003	計
_	特殊学校	2	2	1	5
-	特殊学級	240	340	405	985
	(所要予算)	(182. 4)	(258. 4)	(307. 8)	(748. 6)

- 障害者の高等教育機会の拡大及び職業リハビリのための「韓国リハビリ福祉大学」設置
 - 2002年3月開校予定
 - 障害のある学生等と一般の学生の募集の割合を学科別で融通性を持たせ、60:40を確保
 - 支援資格: 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者(脳病辺障害者を含む)、

情緒及び学習障害者

- 授業年限:2年(医療保障期間3年)
- 募集学科及び入学定員(開校時アニメーションとなど10学科、入学定員250人)

表3・63 2002年「韓国リハビリ福祉大学」募集学科及び入学定員

(単位:名)

系列	募集学科	入学定員
	リハビリ福祉科	
社会系列	手話通訳科	75
	広告広報科	
保健系列	医療補装具科	25
工学系列	情報保安システム科	50
	コンピューターゲーム開発科	30
	実用音楽科	
##* 5 51	アニメーション科	100
芸能系列	生活装飾デザイン科	100
	貴金属デザイン科	
	合計	250

専門職業人養成のために既存学制の中で学力中心ではなく障害のある児童生徒等個々人の 能力を職業と連結させることができる先端技術関連学科を選定

3. 通常の学校の障害者アクセシビリティ施設拡充

障害のある児童生徒等の統合教育機会拡大のため通常の学校に障害者アクセシビリティ施設 設置拡充など条件改善大学の障害者アクセシビリティ施設設置拡大のため障害者福祉施設費及び教材開発費支援

ア. 推進目的

○ 障害のある児童生徒等の教育機会の拡大と統合教育実施の基盤構築のため、特殊教育に必要な 教材及び教具を用意し、スロープや手すり、特殊教育対象者が利用するのに便利なトイレ・机、 椅子などのアクセシビリティ施設の設置(特殊教育振興法第15条)

イ. 主要内容

○ 障害のある児童生徒等の統合教育のため通常の学校に障害者アクセシビリティ施設の拡充

ウ. 推進計画

- 新設の初・中・高等学校及び大学には障害者アクセシビリティ施設の設置を義務とする
- 既存の初・中・高等学校には市・道教育庁別に障害者アクセシビリティ施設拡充・整備総合計画をたて、予算を確保して年次的に推進する
- 大学の障害者アクセシビリティ施設設置拡大のために障害者福祉施設費及び教材開発費を支援 予算額:1,725億ウォン(02 ~ 04)
 - 初・中・高等学校の障害者アクセシビリティ施設拡充費を支援(地方費)
 - ・ 02年~ 04年3年間の毎年5百億ウォン(1,000個校×5千万ウォン)を支援
 - 大学の障害者福祉施設費及び教材開発費を支援(国庫)
 - ・ 02年~ 04年3年間の毎年75億ウォン(50個校×1億5千万ウォン)を支援

4. 統合教育のため意識改善及び広報拡大

統合教育に対する理解推進のために通常の教員・管理者に対する特殊教育研修機会の拡大、及び教員養成課程の特殊教育関連講座を必修専攻科目に開設

通常の教員の障害のある児童生徒等理解のため、通常の教員の特殊教育研修を2003年まで21,000人に拡大実施

通常学級の児童生徒及び保護者の統合教育に対する理解改善のための啓蒙及び教育

ア. 推進目的

- 通常学級に配置された特殊教育対象者の教育のために通常の学校教員等の特殊教育に対する認識の善及び通常の教員(統合教育担当教員)の特殊教育研修の強化
- 統合教育のための認識改善の広報拡大

イ. 主要内容

- 通常の教員の特殊教育理解推進を図るため、全ての教員養成教育課程に「特殊教育概論」を必修講座として開設・運営
- 通常の教員の研修時に特殊教育科目を必修課目として開設し、配当時間を増設
- TV、ラジオ、新聞、掲示板、家庭通信文、保護者学会議、インターネットなどを通した特殊教育広報を活性化
- 特殊教育及び障害者に対する理解を図ることができる教育資料の開発の拡大
- 特殊教育及び障害者理解方案の広報を強化し、障害のある児童生徒が学校教育でだけでなく社会的に統合されるようにする政策を推進

ウ. 推進計画

- 統合教育を担当する教員に選択加算点付与(教育公務員昇進規定改訂 01.7.7, 施行 02.1.1)
- 通常の教員養成大学に必修課目「特殊教育概論」を開設
- 通常の幼・初・中等学校教員及び管理者特殊教育研修を拡大
- 幼・初・中・高等学校通常の教員に対する特殊教育研修機会の拡大
- 通常の学校教員の資格研修と職務研修等すべての研修課程に特殊教育に関する講座を開設
- 幼・初・中・高等学校管理者の昇進任用時に特殊教育職務研修履修を義務化し、すべての教員が障害のある児童生徒等を理解して教育できる能力を持たせる
- 現職研修以外の通常の教員養成課程で特殊教育概論講座を開くことを、選択から必須専攻に改

訂。特殊学校(級) 実習課程を必修課目に改訂、これらの特殊学校(級) ボランティア活動を義務化、 直前研修から特殊教育及び障害のある児童生徒等に対する理解を向上

○ 詳細推進計画及び所要予算

- 国立特殊教育院主催

年度	2001	2002	2003	計
統合教育担当教員研修人員	600	600	600	1,800
所要予算(億ウォン)	0.7	0.7	0. 7	2. 1

120人単位で研修実施:予算14百万ウォン

- 市・道教育庁別主催

年度	2001	2002	2003	計
統合教育担当教員研修人員	6, 400	6, 400	6, 400	19, 200
所要予算(億ウォン)	9.6	9. 6	9. 6	28.8

16市・道×400人×150,000ウォン×3年=28.8億ウォン

- 4月を「障害者理解の月」、4月20日を「障害者の日」に指定・運営
- 障害者及び特殊教育に関する広報資料集の発刊・普及
- 通常学級の児童生徒の特殊学校などでボランティア活動展開
- 障害体験活動の展開:児童生徒が障害を体験するプログラムの開発・普及
- 障害のある児童生徒等成功の先行事例集発刊・普及

5. 特殊教育教員研修及び教授-学習資料開発

特殊教育教員の専門性向上のため資格研修、職務研修、国外研修など特殊教育研修機会を拡大

特殊教育の質向上のため障害領域別診断・評価道具及び多様な教授 学習資料を開発・普及

障害のある児童生徒等個々人の特性と能力を考慮した個別教育計画 の円滑な運営のため特殊教育機関に補助教員を配置

ア. 推進目的

- 障害のある児童生徒等個々人の特性と能力を考慮した個別化教育計画の円滑な運営のため、補助教員の導入・運営
- 障害のある児童生徒等個々人の特性と能力を考慮した個別化教育計画の円滑な運営のため、補助教員の導入・運営

イ. 主要内容

- 特殊教育教員研修機会の拡大
- 特殊教育教授-学習資料の開発・普及
- 特殊教育の方向及び体制に適合した特殊教育教育課程を開発することにより、教育課程開発の 適合性を高める
- 障害のある児童生徒等の早期発見と適切な教育を提供するための科学的で精密な診断。評価器 具を障害領域別に多様に開発・普及
- 障害のある児童生徒等個々の特性を反映して要求を充足させてくれる教科指導 教材・教具及び プログラムの開発・普及。障害を軽減・克服できる 多様な治療教育教材・教具及びプログラム の開発・普及
- 障害のある児童生徒等達の職業適応を図ることができる多様な職業教育教材・教具及びプログラムの開発・普及
- 公益勤務要員、公共勤労者、ボランティアメンバーを中心にした補助教員の配置
- 公益勤務要員と公共勤労者の活用のための国防部、行政自治部との協議推進

ウ. 推進計画

- 特殊教育教員研修の拡大実施
 - 特殊教育教員の専門性のかん養のための資格研修、職務研修、国外研修の実施: 22課程2,345 人、273百万ウォン(国立特殊教育院)

- 市・道教育庁及び学校単位の自主研修強化
- 通常の学校教員研修時に特殊教育関連講座を必須として開設
- 特殊学校職業教育担当教員研修の実施: 2004年まで600名ずつ2,400人、960百万ウォン(2001年、600人、240百万ウォン)
- 特殊教育教授-学習資料の開発・普及

表 3・64

特殊教育研究推進計画

区分	2002	2003	2004
政策研究	○特殊教育機関運営実態の調査研究○国民共通基本教育課程の障害者関連 内容改善法案研究○障害者の生活実態分析及び支援方案 研究○特殊教育奨学ハンドブック開発研究	○特殊教育奨学ハンドブック開発研究○障害学生統合教育実態調査研究○在宅障害学生支援体製構築方案研究 I○障害幼児統合教育活性化方案研究	○障害学生サポート協力体制構築 方案研究○障害学生職業教育実態調査研究○在宅障害学生支援体製構築方案 研究 I○障害幼児統合教育活性化方案研究○特殊教育財政確保方案研究
教育 課程 研究	○障害学生活動中心教育課程開発 研究	○特殊学校(級)教育課程評価モ デル開発研究	○特殊学校(級)教育課程運営 サポート方案研究

表 3・65

特殊教育資料開発計画

区分	2002	2003	2004
教授-学習 資料	○韓国型学業成就度検査開発予備研究○障害者生涯教育プログラム開発研究 I○幼児特殊教育プログラム開発研究○聴覚障害学生学習指導プログラム開発研究○発達障害学生理科指導資料開発研究III○障害学生転換課程支援資料開発研究	○韓国型学業成就度検査開発標準化研究○障害者生涯教育プログラム開発研究II○視覚障害学生歩行訓練プログラム開発研究○障害学生と一般学生の統合支援資料開発研究○発達障害学生美術科指導資料開発研究○障害学生職業配置サポートプログラム開発研究	 ○韓国型学業成就度検査開発標準化研究 ○障害者生涯教育プログラム開発研究III ○聴覚障害聴能訓練指導資料開発研究 ○障害学生と一般学生の統合支援資料開発研究 ○発達障害学生社会科指導資料開発研究 ○障害学生意思疎通促進Webプログラム開発研究

- 特殊学校及び特殊学級に公益勤務要員、公共勤労者、ボランティアを中心とした補助教員の配置(2004年まで6,700人)
 - 補助教員配置人員
 - ・ 02年1,500人: 公益勤務要員500人、公共勤労者500人、ボランティア500人
 - ・ 03年3,700人: 公益勤務要員1,500人、公共勤労者1,200人、ボランティア1,000人
 - ・ 04年6,700人:公益勤務要員2,500人、公共勤労者2,200人、ボランティア2,000人

- 所要額:303億ウォン(02~04)
 - ・年度別所要額: '02年38億ウォン、'03年94億ウォン、'04年171億ウォン 補助教員1人当り年間所要額
 - ・公益勤務要員:1,712千ウォン(142,700ウォン×12月)
 - ・ 公共勤労者: 4,509千ウォン(25,048ウォン×180日)
 - ・ボランティア:1,440千ウォン(8,000ウォン×180日)

補助教員充員方法

- 公益勤務要員:兵役法第5章及び公益勤務要員の服務管理規定第2章により国防部と協議して充員
- 公共勤労者:公共勤労事業施行指針により行政自治部と協議して充員
- ボランティア:市・道教育庁別に充員計画を作成の後、学校別に随時募集

6. 障害のある生徒の職業教育の強化

障害のある生徒の就職機会拡大のための障害類型に適合した職業教育課程の開発及び職業教育の強化

重症障害児の社会適応のための地域社会との協調体制構築及び転換 教育強化

特殊学校教員の職業教育に対する専門性向上のための職業教育研修 の実施

ア. 推進目的

○ 障害類型に適合した職業教育課程及び職業教育プログラム開発と特殊学校職業担当教員研修を 通した障害のある生徒の職業教育の強化

イ, 主要内容

- 障害類型に適合した職業教育課程及び職業教育プログラムの開発
- 特殊学校中等部職業担当教員 研修の実施
- 障害者の職業リハビリのための関連部局間の協議体制の構築

ウ. 推進計画

- 障害のある生徒転換課程支援モデル及び資料開発研究
 - 国立特殊教育院で推進
 - 所要予算: 125百万ウォン
- 特殊学校職業教育担当教員研修の実施
 - 2004年まで特殊学校中等部教員全員に第7次教育課程にともなう職業教科目研修の実施 (2001年 560人)

表 3・66

職業教育研修年度別支援計画

年度	2001	2002	2003	2004	計
学校数(校)	118	120	120	120	120
研修人数(人)	560	600	600	600	2, 360
予算(百万ウォン)	240	240	240	240	960

- 理論研修: 国立特殊教育院で実施

- 実技研修:市・道教育庁別及び学校別に実施

○ 障害者の職業リハビリのための教育人的資源部、労働部、保健福祉部間協議体制の構築・運営 - 障害者生涯教育体制構築方案研究(国立特殊教育院)

7. 障害者教育福祉情報センター運営の強化

障害のある児童生徒等の情報格差を解消するため国立特殊教育院に 仮想特殊学校(Cyber Special School)を設置しインターネット放送システムと 遠隔教育システムを通し障害者生涯教育を支援 障害者教育関連情報を総合的・体系的に収集・管理・提供することに より障害者生涯教育・福祉の具現化及び関連部所間の治療・教育・雇用・保護と関連した情報の共有

ア. 推進目的

○ 特殊教育教員の研修機会の拡大及び教授-学習資料の開発を通した特殊教育の質の向上

イ. 主要内容

- インターネット放送システムと遠隔教育システム拡充を通した生涯教育支援
- 音声、文字、手話、点字、アニメーションなどの多様な形態の教授-学習資料提供
- サイバー教員制運営による学校教育課程の多様な教育活動の具現

ウ. 推進計画

- 障害者生涯教育支援システム導入
 - 遠隔放送特殊教育システム運営の多角化
 - ・放送システム効率性確保のための無料貸与体制導入
 - ・ 障害者治療・相談プログラムの拡大
 - サイバー特殊教育システムの導入
 - ・ リアルタイム放送サービス、ホームページアウトソーシング運営を通した学校教育課程
- 障害者生涯教育支援システムの定着
 - 遠隔放送特殊教育システム運営の定着
 - ・ 画像教育、画像診療、画像相談プログラムの開発
 - サイバー特殊教育システムの定着
 - ・視覚・聴覚・肢体・知的障害児用コンテンツの開発(3年次)
 - ・ 障害児在宅教育支援システムの構築
 - ・特殊教育情報インフラの構築
 - ・ 障害のある児童生徒等、特殊学校(級)、教員、障害者関連機関など
 - ・ 特殊教員専門性支援プログラムの開発

表 3・67 障害者教育福祉情報センター年度別推進計画

2001年	○ 地域: ソウル、大邱○ 予算: 7億 7千万ウォン○ 支援: 教育人的資源部	○ 障害学生社会統合管理システム(3/3) ○ ソウル、大邱地域に遠隔映像システム 設置予定 ○ インターネットを通じてリアルタイム 放送予定
2002年	○ 内容: ATM網入れ替え及び自局 運営○ 3億 6千万ウォン○ 支援: 教育人的資源部	○ 専用線をATM網に切り替えて運営費節減○ 障害者用インターフェースベースのホームページ構築○ 教授-学習資料開発:動画2種○ 障害者用補助器具活用教育
2003年	○内容 : インターネット教育放送システム構築○方法 : リアルタイム/非リアルタイム○予算 : 15億5千万ウォン	 サーバー、S/W、運営・管理システム 構築 放送用コンテンツ開発(1/2) 初等部視覚障害者用: 9種 中学部聴覚障害者用: 9種 ○障害者用インターフェース開発
2004年	○内容:放送用コンテンツ開発○方法:リアルタイム/非リアルタイム○予算:18億ウォン	○サイバー教育のための教育課程作成 ○非リアルタイム動画サービスのための サーバー構築 ○中・高等部視覚障害者用 : 20種 ○中・高等部聴覚障害者用 : 20種

8. 特殊教育支援センター設置・運営

地域教育庁に特殊教育支援センターを設置・運営、障害のある児童 生徒等の診断・評価、選定・配置、教授-学習の支援、障害者家族相 談など各種特殊教育関連サービスの提供

2001年に試験設置・運営の後、2004年まで180地域教育庁に拡大実施

ア. 推進目的

○ 障害のある児童生徒等の多様な配置形態にともなう適切な教育的サービスの提供

イ, 主要内容

- 地域教育庁特殊教育支援センター設置・運営の年次的拡大
- 特殊教育支援センター機能の強化
 - 特殊教育対象者の選定・配置
 - 教授-学習活動の効率化のための教授戦略及び方法の支援
 - 地域内の特殊教育関連サービスの提供
 - 地域社会障害者及び障害のある児童生徒等の家族相談支援
 - 巡回教育指導及び治療教育サービスの提供
 - 放課後活動支援
 - 統合教育支援
- 特殊学級未設分学校の巡回教育担当教員の配置拡大

ウ. 推進計画

- 特殊学級未設学校の巡回教育担当教員配置の順次的拡大
- 地域教育庁特殊教育支援センター設置・運営の年次別設置計画

表 3・68 特殊教育支援センター年次別設置計画

(単位:億ウォン)

年度	2001	2002	2003	2004	計
設置数	26	48	48	58	180
(所要予算)	(5. 2)	(9. 6)	(9. 6)	(11. 6)	(36)

1年度(2001)はモデル・運営で特殊教育専攻者が特殊教育担当視学に配置された地域教育庁に優先

的に設置して漸次的に拡大設置

- 特殊教育支援センター事務室の設置場所
 - 地域教育庁に設置することを原則とする
 - 地域教育庁に設置することが難しい場合は特殊学校または特殊学級設置校のうちの中心特殊学級(重点校)内に設置

〇 配置人材

- 地域教育庁特殊教育担当奨学官
- 事務室を地域教育庁または中心特殊学級に設置する場合:巡回教育担当教員
- 事務室を特殊学校に設置する場合:特殊学校に勤務する診断・評価専門教員及び相談教員
- 特殊教育支援センター事務室には必ず1人以上の委員及び要員常駐
- 〇 市・道教育庁は本対策を基準に実情にあった計画を樹立し2001年から2004年まで年次的に全地域 の教育庁に拡大設置運営できるように措置
 - 特殊教育支援センター事務室に配置する定員、運営費編成などを含む